

維新前後の領支配と農民諸階層

——甲州田安領について——

有泉貞夫

【要約】近世の甲州には大小切と呼ばれる税法が施行され、貢租代金納化の比率は他国よりも高かった。なかでも徳川將軍家の藩屏である田安家の領地の場合には貢租は殆んど一〇〇%代金納化されている点で極めて特異な存在である。このような徹底した代金納化が進行するとき、その下でどのような農民諸階層が形成されるか。それは商品生産の發展する地域とそうでない地域でどのような異った姿をとつて現われるか。さらに代金納価格の米価からの乖離による貢租実質額の低下をカバーしようとする領主の政策が、領主と農民および農民内部の矛盾をどのように深化させ領支配を破局に導いて行くかを、農民一揆への各階層の参加の仕方、諸要求の分析をとうして明らかにしようとするものである。

はじめに——經濟史分析における農民闘争の位置——

農民一揆の研究は長い歴史をもつている。大正期の事例の発掘にはじまり、昭和初期以来の明治維新の原動力としての評価をめぐる論争、そして戦後「国民的歴史学」の時期には変革の伝統をほりおこそうとする努力が新たな多数の事例の発掘と従来から知られたものへの再評価を精力的に行わせた。そしてその努力は農民一揆の多くの事例から二つの定式を導き、それを明治維新における基本的・および副次的階級対立の表現として、經濟構造・変革過程での政治路線のあらわれ方、勝利する維新政府の権力構造を究

明する論理の基軸にすえようとした堀江英一氏の『明治維新の社会構造』に一応の結実を見たと言えらる。

しかし「国民的歴史学」の退潮以後、農民一揆の研究は前進しなかつた。それは新たな事例を掘りつくしてしまつたと云う事もある。しかしより本質的には堀江氏の理論のもつ難点——ブルジョアの發展と寄生地主制とのかわり合が不明確なままに、それが論理の欠くことの出来ない環となつていたことに問題があつた。それを鋭く批判した寄生地主制の成立に一片のブルジョアの契機も前提とされないと言ふ見解の提示に対しては積極的な答は当時においてなされなかつた。それ故にその後の幕末期の經濟史研究

の焦点は寄生地主制成立の前提となる農民的商品經濟の性格如何—それがブルジョアの的なものであるか否かに移された。そしてこの問題に対する有力な見解—否定的見解、すなわち近世日本の農業生産力の特種構造から、すべては一元的に、自然必然的に寄生地主制に向つて進行しなければならぬものとしてとらえる方向が研究の主流を占めたことが、一揆の研究に低調をもたらした最大の理由であるように私には思える。なぜならば、この様な研究視角においては、農民のさまざまな闘争も、寄生地主制へ行きつく過程における単なる振幅のみを表現し、極端に云えばどうでも良いものとしてとらえられるからである。

このような有力見解に対して、農民一揆が、正しく位置づけられないのではないかと云う反論はあつたが、体系的批判たり得ず、研究の主流に変更を要求するだけの力にはなり得なかつた。そして堀江氏の一揆を基軸としての把握はその後展開を見ずに今日に至つてゐる。

しかし研究の上で一揆はそのような従屬的な位置しか占め得ないのであろうか。定量分析的方法のための資料は完備している—もし研究者にやりとげようとする意志と能力があるならば—現在ですら、国民各階層の間の矛盾の

深さと当面する課題を明かにするのに、現実には昂揚し退潮する闘争は大きな役割をはたし、我々に認識の変更を迫つてくる。まして我々が目で見ることの出来ない、定量分析に必要なデータを完全にそろえることが極めて困難な歴史の各段階で、諸階層の存在形態、内在する矛盾の規模と深さを、規定しようとするとき、その時点で闘争を核心におき得ないような歴史認識はどこかに誤りを含んでゐると云わねばならない。農民闘争は研究対象として一分野にすぎないのでなく、經濟史分析においても定量分析が検出する新たな諸ウクライド相互の矛盾、それと旧来の体制との間の矛盾、その深さを確定するための方法的位置を占めるものである。

本稿は具体的には近世後期に貢租が殆んど一〇〇%代金納化された、本来の幕藩領主的土地所有からかなりの変容をとげる甲州田安領についての經濟分析である。そこで代金納化がいかに進化したか、そのもとの農民層はどのような存在形態をとるかを検出し、そこでの矛盾の深さと規模とそこから提起される課題—体制変革の必然性を農民一揆の検討をおして追求しようとするものである。

第1表 貢租米・金比率の変化（山梨郡落合村皆済目録より）

	貢租米		%	金納		備考
	石	高		石	%	
明和6	328.326	135.549	41.27	192.777	58.93	当金御米 払
天明6	231.131	52.97	22.92	178.161	77.08	
寛政1	234.291	60.8	25.95	183.481	74.05	願石代
文化14	300.58	80.28	26.70	220.800	73.3	
文政7	322.544	1.2	0.37	321.344	99.63	" 米代
天保5	314.49	41.76	13.28	272.73	86.72	
嘉永1	320.579	0	0.	320.579	100.00	廻金納
安政6	307.99	2.0	0.65	305.99	99.35	
元治1	308.551	8.56	2.77	299.991	97.23	" "
慶応2	308.551	7.825	2.54	300.726	97.46	

幕末期の領主支配

1 代金納化の進行と本年貢実質額の減少

江戸時代の甲州、都留郡をのぞく山梨・八代・巨摩三郡には大切・小切と呼ばれる特異な税法が施行されていた。これにより幕領・私領を問わず貢租の九分の五は近世前期から代金納化されていた。これは上方の三分

の一、一〇分の一代銀納、関東の畑金納にはほぼ相当するものであり、幕領の場合には山間部や「皆畑村」をのぞく貢租の九分の四は幕末まで原則としては米納であつた。^①

しかしこれから問題にする田安領、延享三年徳川將軍家の藩屏である田安家が、甲州に与えられた三万石の領地——これは天保三年同家の武州の領地が「上知」となつた際、替地として一七、九〇〇石が加わり、一〇七カ村四七、九〇〇石となるが、この田安領貢租の代金納部分は第一表に見るごとく幕末期に増大して行く。この表は養蚕地帯山梨郡落合村の「皆済目録」を整理したものである。同村では明和六年には米納中江戸廻米分の一%弱が代金納化されているだけで明和・安永期には年貢取米高の九分の四は米納となつている。

天明期には連年の全国的凶作により米納困難のためか「当金御払米」と云う名称で年貢の五分の一程度が「冬張紙値段」よりやや高い値段で代金納されている。寛政二年——文化十三年の間落合村では「皆済目録」はのこつていないので同郡下石森村のもので補足すると文化三年から同八年の間に「願石代」と云う項目が出現する。これは以後明治三年田安領廃止まで続き、石代値段は一貫して「冬張紙値段」（単位三五石）へ三兩増しとなつている。この事から文化期以後小切・大切以外にも代金納を行なう事が原則として認められたと云える。願石代分と残る米納分（江戸廻米

分)との比率は一定でなく、文化文政期には全然廻米の行なわれない年もあるが、天保三年以後廻米の全年貢に対する比率はほぼ一％台に固定される。嘉永元年に二度目の大きな変化がおこり、願石代分と廻米分の比率は固定され、たまたま、廻米分が願石代より高い値段で代金納化された。そしてそのうち大切・願石代と廻米代金納の価格差は急激

に大きくなつていく。かくして幕末には甲州田安領の本年貢は僅かな「御膳粳」とのちのべる御用金高額上納者への扶持米をのぞいて米納は全くなくなり、小切・大切・願石代・廻米代金納の四本だてで明治三年に至るのである。

れの石代値段とを比較しなければならぬ。残念ながら対象地域の地米相場を連年知ることが出来ない、大阪米相場の年間を通じて米価の低い時期——応十二月一日の肥後米相場を基準として考察をすすめる。甲州の場合、近世後期は全体としては米の輸入地であり、特に本稿の対象地域はとくに米の絶対的に不足する都留郡、郡内機業地帯

第2表 米価と代金納価格
米価=各年12.1.大阪肥後米相場=1

年代	大切	願石代	年代	大切	願石代	廻米代
寛政1	0.962		弘化1	1.022	1.071	
文化3	1.026		" 2	0.879	0.940	
" 5	1.077	(?)1.156	" 3	0.978	1.049	
" 7	0.968	(?)1.064	" 4	0.937	1.001	
" 8	0.975	1.072	嘉永1	0.806	0.869	0.912
" 9	1.041	1.141	" 2	0.752	0.807	1.203
" 10	0.833	0.911	" 3	0.512	0.548	0.911
" 11	1.019	1.106	" 4	0.921	0.990	1.290
" 13	0.926	1.005	" 5	0.858	0.924	1.254
" 14	1.287	1.383	" 6	0.708	0.793	—
文政3	0.922	1.015	安政1	0.964	1.036	1.301
" 5	1.118	1.211	" 2	1.101	1.186	1.384
" 6	1.032	1.120	" 3	1.134	1.212	1.367
" 7	1.111	1.204	" 4	0.878	0.942	1.317
" 8	0.976	1.053	" 5	0.667	0.717	1.017
" 10	1.031	1.130	" 6	0.729	0.783	1.594
" 11	0.865	0.936	万延1	0.682	0.728	1.364
天保1	0.850	0.916	文久1	0.738	0.776	1.418
" 3	0.873	0.947	" 2	0.623	0.682	1.216
" 7	0.511	0.546	" 3	0.626	0.670	1.168
" 8	0.841	0.899	元治1	0.461	0.493	1.029
" 9	0.567	0.621	慶応1	0.523	0.546	1.368
" 11	1.108	1.196	" 2	0.196	0.204	0.997
" 12	1.004	1.196	" 3	0.462	0.478	1.368
" 13	0.964	1.044	明治1	0.901	0.935	3.041
" 14	0.858	0.930				

(?)は願石代有無未確認

をひかえていることによつて米価はかなり高く、それ故大
阪米相場を基準にしても結論に大きな影響をおよぼすおそ
れはないと考えられるからである。^②

第二表は各年の米価を基準として代金納各部分の価格を
比の形でしめたものである。小切は近世初期から一兩
四石一斗四升と代金納価格は固定され比較するまでもない
ので省略した。

まず大切値段、張紙値段は文化期では米価と殆んど変ら
ず小さきみに上下している。その後文化一四年には一・二
八七と米価を三割近く上廻り、その後文政一〇年までは米
価より高い年が多い。これに照応して願石代はそれがはじ
まつたと考えられる文化三〇八年では米価と殆んど変らず
やや高いだけであるが、文化一〇年以後は確実に米価を上
廻り、文化一四年の三割八分高を頂点に、文政期には二割
以上上廻る年が多い。

しかしそれ以後天保期をとおして大切値段は天保一〇・
一一年、願石代は一・一・一二・一三年をのぞいて米価を下
まわつてゐる。その後も弘化元・安政二・三年をのぞき張
紙値段は米価を下まわり、しかも価格差は大きくなるばか

第3表 慶応2年本年貢内容（山梨郡落合村）永1 μ =文金1兩

	租米 取高	小切	大切	願石代	口米等	廻米代	米納
米の率 本比 (%)	308石411 100	97石293 31.54	64石062 20.76	77石644 25.17	9石612 3.11	52石085 16.88	7.825 2.54
金納 額 (%)	866 \times 510 100	23 \times 501 2.73	129 \times 724 15.03	162 \times 006 18.77	18 \times 079 2.01	529 \times 779 61.37	— —

りである。嘉永以後の廻米代金納価格は慶応二年と云う江
戸時代を通して最も米価の騰貴した年をのぞいて、二割か
ら五割と云う非常に高い石代値段となつてゐる。

この願石代の採用、廻米代金納
化によつて幕末期田安領の本年貢
は極めて奇形的な構成をとる。第
三表に示すように、慶応二年落合
村では、御用金高額上納者に対す
る扶持米となる米納分を一応無視
すれば、先ず米で表示した本年貢
（取米高）額面の三分の一を占める
小切分は、実質貢租金額では二・
七％だけ、九分の二に相当する大
切分は一五％、四分の一の願石代
分が一八％といずれも本来の額面
をはるかに下まわつてゐるのに対
し、六分の一強の廻米代金納分が
実質貢租金額の実に六一％をしめ
るに至つてゐる。

第4表 代金納による実質
貢租率の変動

B/A	%		%
文化 3	79.2	弘化 1	78.2
" 8	78.5	嘉永 1	63.2
" 11	81.7	" 2	64.7
" 14	91.1	" 3	44.5
文政 2	81.4	" 4	76.9
" 3	77.8	" 5	73.1
" 5	77.5	" 6	60.1
" 6	82.7	安政 1	79.2
" 8	88.6	" 2	80.1
" 9	85.5	" 3	90.1
" 10	84.0	" 4	73.9
" 12	92.0	" 5	56.7
天保 1	67.2	" 6	69.7
" 2	73.3	万延 1	63.7
" 3	70.4	文久 1	65.3
" 4	63.0	" 2	55.7
" 7	43.0	" 3	56.8
" 9	51.6	元治 1	50.7
" 10	79.6	慶応 1	53.9
" 11	85.4	" 2	29.9
" 12	77.6	" 3	53.5
" 13	76.4	明治 1	104.4

基準米価 12月 1日 肥後米(「近世後期
における主要物価の動態」より)
金銀比価(「大坂金銀米銭并為替日々
相場表」より)
但し 文政 2(3), 文政 9(10) 文政
12(天保 1), 天保 10(11)は金銀
比価の史料を欠くので近年()
のものを使用した。

に一兩、四石一斗升
といちじるしく低く
固定されているため、
他の代金納価格を余
程つり上げないかぎ
り一〇〇%になるこ
とはあり得ない。だ
がこの事は甲州の貢

そして問題の中心である本年貢実質量はどう変動するか。

各年の取米高をそのまま米納されたとしてそれを米価に換
算したもの(A)を基準とし、それに対する実際の納入額(B)
(金納分+米納分を米価に換算したもの)の割合をパーセンテ
ージで示したものが第四表である。ここにしめされる%に
よつて、各年の豊凶を考慮からはずせば、本年貢実質額の
増減を知り得る。

文化三年・八年はほぼ七九%をしめしている。この時点
はさきに見たように米価と張紙値段がほぼ一致しているの
で、この七九%を基準として変動を見ておく。ことわつて
おかなければならないが、小切値段がさきにも云つたよう

租がはじめから低かつたと云う事にはならない。それは貢
租徴収の基準となる収量見積り、石盛が他国にくらべてい
ちじるしく高かつたからである。この地域での最後の検地
は宝永・正徳期に行われているが、この時すでに小切部分
のマイナスをカバーする事を考慮して石盛が高くされてい
たのではないかと考えるのであるが、その事までも考慮し
て、定量的に表示するのは技術的に非常に困難なので、後
日の課題としたい。

さて、貢租実質量は、文化一一年以後上りはじめ八〇%
を越え、同一四年には九一%に達し、文政期は三年・五年が
はじめの水準を下まわるが文政期の後半はいちじるしく高

くなる。しかし天保年間は激減して、大飢饉の天保七・九年は例外としても、やや回復する天保一〇〜一三年でも一年をのぞいて文化の水準を上廻らない。そして嘉永元年には六三%、三年には四四%と著しく低下し、安政のはじめ、米価がやや低下安定した際、廻米分代金納価格を米価よりいちじるしく高く保つたことにより、やや回復し、安政三年には九〇%と云う文政一二年以来の上昇をみせる。しかしそれも東の間以後再び低下のテンポを早め、六〇%台から五〇%台へそして慶応二年には遂に三〇%を割ると云うように本年貢実額は基準とした文化期の実に二分の一以下に低落する。すなわち、本年貢部分だけを問題にすれば、幕末期甲州田安領においては天保期以降とくに嘉永以後、領主的土地所有はいちじるしく後退している。

2 領主支配の変質

以上に見た本年貢の実質的減少、結果的にはそれを導いた代金納化の進行を領主が自発的に行なうと云う事、又手をこまねいて見ているなどという事はあり得ない。なぜこのような事になつたのかを次に見て行こう。

すくなくとも田安家は寛政期にいたるまでは大切・小切

をのぞく部分の代金納化を原則としては認めない立場に立っている。それは天明期の代金納が「当金御払米」と云う名称で「皆済目録」に記載されていることから不作のためやむなく代金納を認めたものである事がわかる。そして落合村の「皆済目録」を見て注目される事は、明和から寛政初年にかけて年々検見によつて算定される取米高が、村高五五八石に対して明和六年の三〇六石から寛政元年には二一九石と二九%も減少していることである。この傾向は一丁田中村「村内記録」によつても同様に示される^⑤。この間には勿論天明の全国的大凶作がある事を考慮しなければならぬが、この時期に生産が衰退し、農民が窮乏化の一途をたどつていたのではない事は後にしめすように蚕糸業生産は発展しつつあることによつて裏書きされる。それ故、田安代官は寛政三年に出した触書きで「損地荒地等モ無之村々無謂困窮由ヲ申立御取箇引方之義相願、或者不納等有之ニ付自然与御領知御取納高莫太ニ相減シ候段」と云う、本年貢減少の理由を、農民が「村役人共を初メ其外百姓共遊興ニ長し分限ニ不応衣類ヲ著シ奢ヲ極候ニ付自然と小前迄風儀押移り農業を等閑ニ致」と云う農民の消費生活の膨

張に求めた。そして農民生活に対する厳しい規制が五カ年の年限をきつて「可相守趣^⑥」として触出され、農民全員の請印が要求された。

それは要約すれば、(a)上層農民が経営を下人まかせにする事の禁止、(b)農業不精の百姓から田畑を取上げ惣百姓へ渡すこと、(c)衣服に関する制限・遊興の禁止、(d)商人の村での逗留に対しては持参荷物・売買帳面を改めさせること、(e)農民が他行する場合には自分の名前を記し代官所が判を押した腰札をさげること等である。

(a)(b)は寛政改革の線にそつた一般的規制であり説明するまでもないが、(c)は農民が他行する場合、商用等が多いことは当然考えられる故、これは農民の商人化に対する圧迫、(d)とあわせて農民経済への貨幣経済の浸透をおさえようとする意図のあらわれとして間違いない。そしてこの規制を貫徹させるため代官所役人の廻村取締の強化が触書きの前文で宣言されている。

かくして農民の土地へのしぼりつけ、貨幣経済の浸透を防止し、その上に現物形態での取奪強化が企てられた。

しかしこれは農民の強い抵抗に直面した。翌寛政四年一

二月、当時の田安領山梨八代郡六三カ村中五四カ村の農民は最寄の寺院に会合し、一村一人ずつの代表を出し、寺社奉行への強訴を行なつた。その訴状で問題となつている点は、(a)検見の強化による取量見積りの増加、すなわち坪刈が「御見平均^⑦」でなく「田老枚之内ニ而上出来之所計ニ而御竿入ニ被成、殊ニ四方詰御坪刈被遊候ニ付、左様四方詰ニ被仰付候而者惣百姓一同困窮仕候」と云うことである。ここで「四方詰」と云つている言葉は「地方凡例録」で「四方附」と云われているもの、簡単に説明すれば、稲株が一列余分に入る坪刈の仕方で、取量見積が著るしく増大するから行なつてはならないとされているものである^⑧。

(b)年貢米の徴収が「新規新耕」によつて行なわれ江戸廻米が、一俵^⑨三斗六升入でそれに欠米一升五合をつける筈のところ、廻米途中普通の楯であらためて見ると「黒沢河岸に而御改之節三斗八九升宛有之」と増大している事、又廻米でなく「歌田御蔵詰御米」についても、「廻米同様御入用並外老升欠米差添^⑩」させる事。

このような現物形態による直接的取奪強化のほかに、田畑不植付の場所について引方を行わない事、年貢皆済期限

の一カ月短縮、水害復旧を自普請のみで行わせること。さききのべた百姓腰札が不便不当なものであること等に対する抗議である。

この強訴事件は貢租の直接的増徴をもたらした「新規新柵」にちなんで「太柵騒動」と呼ばれている。この農民の抵抗に対して領主は主謀者三名の死刑をふくむ多数の入牢罰金等の強圧をもつてむくい、更に寛政七年十一月、さきに五カ年の年限をきつて出された農民生活に対する規制をさらに五カ年継続する旨の触書きを出している。^⑤

しかしこのような強圧だけで農民を屈服することは出来ず、領内に不穏な状況が永くつづいたと云われる。^⑥

その後文化二年に至り小島源一（蕉園）なるものが、幕府の書記上座から抜き上げられ甲州田安領代官として赴任している。彼は文化五年まで在職し、非常な善政を施し、江戸に帰つたのちも領民は彼をしたい、彼の生祠が建てられ名代官とうたわれた。明治の修身の教科書にとり上げられ、彼の生涯については文部省篇「小島蕉園伝」、郷土史家の手になる「甲斐における小島蕉園伝」があるが、彼の徳政の具体的内容はほとんど明らかにされていない。しか

しそのなかで僅かに注目されることが二つある。一つは彼が着任して、接触を密にしたと云われる八人の人名のなかに一丁田中村の市右衛門・七郎右衛門・元兵衛・落合村武兵衛の名前があげられていることである。^⑦ 彼等はその後商人地主として急速に上昇の道をたどるのであるが、一丁田中村の三人はこの時点ではまだ村役人（長百姓）にさえ列していないのである。もう一つは彼が、商品作物Ⅱブドウ等の果樹栽培を奨励していることである。^⑧ この二つの事と、すでに見た願石代が彼の治世をはさむ文化三年から八年の間に登場していることを考えあわせるならば、彼の在任中に寛政期の純粹封建反動から、商品生産・流通の発展の事実を認め、それを助長することによつて領民の把握と將來の収奪基盤の拡大をねらう方向に政策転換が行なわれ、またそれがタイムリーであつた事によつて彼は名代官の名を得ることが出来たのではないかと考えられる。

この文化期以降の代金納化の進行は、すでに見たごとく、当初においては貢租を実質的に減少させるものではなく、むしろ増徴にさえなつている。それ故農民経済をますます深く貨幣経済に引入れ、^⑨ 米の商品化・養蚕業の一層の発展

を促進したであろうが、米納が取米高の十分の程度あるいは全く行なわれないうところまで進行して、とくに文化末から文政期のごとく代金納価格が米価をいちじるしく上廻るときには、それは大多数の農民に年貢金上納を困難とさせ、米穀商・生糸商として発展しつつあつた上層農民が彼等を高利貸的に収奪して土地集積を行ない商人地主として成長して行く事が先ず考えられる。

文政末以後代金納は貢租の確保・増徴の役割をはたし得なくなつてくる。すなわち代金納価格の基準である「張紙値段」が幕府の旗本への俸録支払基準として設定されたものである故、幕府財政の窮乏とともに現実の米価にあわせてスライドして行くのが困難になるためである。¹⁴天保期に入り大切値段・願石代ともに米価を下まわり、実質貢租額が文化期の水準を大きく下廻ると、天保三年米納が原則として復活し、年貢取米高の一一%が江戸廻米として固定される(七年の大凶作の年だけ金納が行われている)。しかし貢租実質量の低下はカバー出来ず、文化期の水準を上廻るのは天保十一年だけで他はそれより低い七〇%台にとどまる。上昇する米価に「張紙値段」が追いついても、年貢取米高

の三分の一を占める「小切」の値段が非常に低く固定されていることが、願石代を帳消してしまふのである。

嘉永元年以後の本年貢での増徴の最後の試み—廻米部分の代金納化、米価を三割以上上まわる価格の適用も安政二・三年をのぞいて大切・願石代低下のマイナスをカバー出来ず年貢実質量は激減の一途をたどる。

このような事の成行を領主が傍観しているはずはないであろう。しかし文化文政期には貢租増徴をもたらした願石代の基準を、米価の上昇によつて直ちに変更したり、ましてながい伝統をもつ小切・大切値段を変えることは農民全体のほげしい抵抗をひきおこすことは必至であり、天保の願石代・廻米比率の固定、嘉永の張紙値段をはなれた廻米代金納化、元治元年若干願石代部分を減らし廻米代金納部分を増大したことが本年貢に関して領主のなし得る最大限の努力であつたと云えよう。

それ故に本年貢の減少と開港以後の蚕糸業生産の発展によつて農民の手許に形成されつつある剰余に対する収奪は、御用金を中心とするさまざまな臨時賦課によつて行なわれることになる。その最たるものである慶応元年の御用金は

甲州田安領四八、〇〇〇石に対してに実に九三、〇〇〇兩がかけられている^①。この高一石平均一兩三分三朱と云う御用金は、本節に具体例として見て来た落合村にあてはめて見れば、村高五五八石に対して一、〇八〇兩余、銀一一〇貫余となり、同年の年貢銀換算額六五貫五七匁をはるかに上廻り、到底そのまま上納出来るものではない。それ故領主は上納困難なものにはその金額を領主が農民に貸附上納したことにして年六分の利子を納めることを命じた。全農民がそうした場合——勿論それは許されなかつただろうが——でも銀六貫六六〇匁となり年貢実質額とくらべてその一〇・二％に達する。このように本年貢が完全に行きづまり、臨時賦課の形で収奪強化がはかられねばならない事は封建領主としての破産を意味し、領主と農民との矛盾が激化するの当然である。それはどのような形で破局に到達するか、それを見る前にこのような莫大な御用金上納を形だけでも可能にした農民経済・農民層の存在形態がまず問われなければならない。

① 大切・小切について。これは甲州に特異な税法で近世中期以降原則としては次のような構成をとつた。貢租米総額のうち

九分ノ三—小切 一兩一四石一斗四升替金納
九分ノ二—大切 冬張紙値段による金納
九分ノ四—米納

この税法の起源はすでに江戸時代の地方書でも不明となつてゐる。小切金納は武田時代にはじまると云われ、元龜三年の文書があるがその真偽は早くから疑われていた。近年郷土史家赤岡重樹氏は「甲斐」七号「大小切の税制に対する私見」において寛永十九年までしか遡れないことを考証し、飯田文弥氏も山梨郡上岩崎村享保九年明細帳の記載から駿河大納言徳川忠長の甲州支配時代（元和二—寛永）に起源をもつことを述べられている。〔『甲斐史学』七号「大小切税法の起源についての一資料」〕

大切についてもはじめは初納である。延享四年山梨郡下石森村明細帳によればそれが金納になつたのは松平甲斐守吉保甲府在城の時代（宝永六—享保九）とされている。「大切値段年々被仰付次第ニ金納」と書かれておりはじめから張紙値段が採用されたかどうか不明だが、延享四年八代郡千米寺村明細帳では「年々御張紙直段ニ金納仕来申候」となつてゐる。このころ米納部分は田安領では本文中に見るごとく代金納化が進行するが幕領の場合でも養蚕地帯の場合全額米納であつたかどうかは今後個々の村について検討して見なければならぬ。

② 甲州の米相場について知り得る史料は殆んど残つていない。城下町甲府については町年寄坂田家に連年の「諸色相場書」があつたが戦災で失なわれ、県立図書館蔵「甲州文庫」のなかに享保前後の數カ年分と大正期に県誌編纂が試みられた際「坂田

「文書」から写された寛政八年・弘化三年分（山梨県立図書館蔵「産業志資料」）があるにすぎない。それに明治二年十月十五日の県内甲府外四カ所平均値段を大阪肥後米と比較すると表のようになる。寛政八年をのぞいては甲府の方が高い。

一石当り	寛政 8	弘化 3	明治 2
大阪肥後米	73匁	101匁	8兩0歩3朱
甲府下米	58匁	108匁	8兩2歩3朱

但し寛政 8 年は肥後米は 2 月 10 日ととも
73 匁台、甲府は 11 月。
弘化 3 年甲府は不明、大阪年間最高
値段段（5 月）、明治 2 年大阪は 10 月
日、甲府は 10 月 15 日。

参考までに文久三年山梨郡下石森清水家「日記帳」の例をあげると十一月二十五日、一八五匁で大阪の一六八匁より高い。

③ 「甲州石盛廿七八といえる事或書ニ甲州は梨ぶどう栗柿（中略）木綿・絹袖煙草蚕の助成多き因故取箇石盛除国より格別高し、尤田

方のみは不足成故空米の石盛にて取立る也と云えり」（「田園類説」日本経済叢書八巻一三七頁）。

- ④ 正徳五年検地の行なわれた上栗原村では石盛は下のようになっている（寛政七年明細帳）。
- ⑤ 山梨郡一丁田中村の「一番村内記

	面積	石盛
町	3.66	石 2.1
表上	5.19	2.0
中下	3.91	1.8
下々	2.14	1.5
下々	0.46	1.1
上	1.39	1.5
中	1.60	1.2
下	2.09	1.0
下々	3.56	0.8
新下	0.04	0.5

録」（小野家文書）には正徳四年以後毎年の「御取米（年貢）高」と水干害の有無が記載されている。村高五八〇石余で幕末までもつとも「取米高」の多いのは享保期の前半で三〇〇石を上廻り享保十年には三四一・六石に達する。しかしこれは相当無理なものであつたらしく享保後半には災害がつづき一挙に二〇〇石前後まで落ちてしまふ。宝曆

一丁田中村取米高推移

宝曆 2	288.7石	(定免)
安永 2	279.1	
安永 5	235.8	
" 7	221.1	
天明 7	212.3	
寛政 1	220.2	

○石前後まで落ちてしまふ。宝曆一明和期には災害が少なく「取米高」は回復安定し、宝曆七一明和七年は定免で二八六石余となつているがその後再び低下がはじまる。そして水干害のなかつた「無難」と記載されている年だけをとつて

見ても低下傾向ははつきりしめされる。

- ⑥ 落合村寛政三年七月「御触書御請印形村方扣帳」
水上文淵『甲斐における小島蕉園伝』二五―二八頁所収
- ⑦ 「地方凡例録」卷三（日本経済叢書三一巻一―四〇頁）
- ⑧ 落合村寛政七年「御廻状留帳」
- ⑨ この時期の様相は具体的にはわからないが、水上前掲書二―三事件後の田中戸―では太榊騒動で罪科に処せられた遺族血縁者は「役人を見ること蛇蝎の如く、動もすれば閭閻暴動のおこらうとする形勢」であつたこと、田安家が役人の綱規肅正のために妻子を連れて田中陣屋に勤務するのを差止めたことが、かえつて役人の私生活を乱し、代官所のある一丁田中村の寺院の壁には代官を非難する落首が書かれていた事を述べている。

⑪⑫ 水上前掲書四一・四五頁

⑬ この文化期以降の代金納は朝尾直弘氏「初期幕領における貢租」〔國史論集〕所収）がべている近世初期幕内幕領に見られたごとき形態―農民の手から現物で上納され村役人の手よりそれが販売された後に金納を行なう―ではなく直接農民の手から金納されている。そのことは「年貢勘定帳」の記載様式から確かめられる。一例をあげれば、天保二年下石森村持高一七石の庄右エ門の場合は、

庄右エ門

一、九石六斗六升貳勺 田

取米六石貳斗五升貳勺

一、七石八斗七升四合八勺 畑

取米貳石貳斗八升貳合貳勺

八升三合五勺 くわ

メ八石六斗壹升五合九勺

メ 貳石八斗七升貳合

老石九斗壹升四合七勺

残テ三石八斗貳升九合四勺

三斗九升貳合 口米

貳升 山手

合四石貳斗四升老合四勺

①代百八拾九匁老分七厘

一、貳拾七匁八分六厘 小切

一、七拾八匁七分五厘 大切

（小切）
（大切）
筆者

一、拾匁五分貳厘 小納物

②メ百拾七匁老分三厘

一、貳分五厘 日掛ヶ

一、四分五厘 休息山（入会山）
筆者

一、三拾壹匁八分老厘 大龍院分味進

一、拾九匁三分 冬夫

③合、三百五拾八匁老分老厘

貳百貳拾七匁五分六厘 度々納

引テ百三拾匁五分五厘

三拾六匁 氏神様無尺掛金

七拾貳匁 甲老兩二分

引テ 貳拾貳匁五分五厘 十二月十九日納

三匁九分九厘 御用金御下ヶ割分

引テ 拾八匁五分六厘

内老匁 御拝借過分

ここに見るように取米から大小切を引き口米等をプラスした①に大小切をプラスした②、それに村用を加えたものが③となりすべて銀納されている。

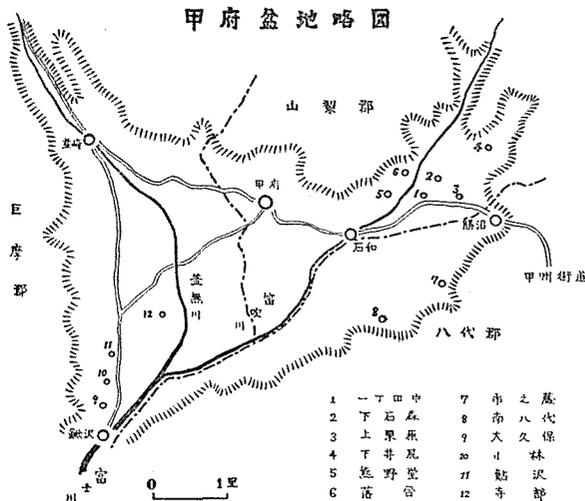
⑭ 明治二年十月「張紙値段」がなくなつてしまつたとき大切値段をどのよう決定するかを、県庁が大蔵省に上申している文書に「中古張紙値段地相場より高価ニ相当候年柄モ有之哉ニ候へ共、旧幕末代ニ至り張紙直段漸々引下ヶ、近年甚不相当相成候ハ先書ニモ申立候通、全国用多端旗本ノ給祿ヲ減省セサレハ費用ヲ補ニ由ナケレハ不得止ノ処置ニテ下民救助ノ筋ニハ無之

候」と張紙値段の変動およびその理由が書かれている（山梨県史第一巻七三二頁）。

⑮ 拙稿「明治二年田安領一揆について」（『甲斐史学』一一号一〇・一七頁所収史料参照）。

二 幕末明治初年農民層の存在形態

1 商品生産の発展と社会的分業



幕末期の甲州田安領は山梨郡四〇カ村、八代郡四三カ村、巨摩郡二三カ村、計一〇七カ村から成っているが、一三

カ村の山村をのぞくと経済的性格を異にする二つの地域に分けられる。一つは養蚕地帯、山梨八代郡七カ村、他は非養蚕地帯、巨摩郡二三カ村である。①

すでに見たような代金納化の進行は当然農民の商品生産の相当な進行を前提とする。にもかかわらず田安家はその直接的な把握を明治二年四月産物会所設立を触れだすまで試みた形跡はない。それ故一村の規模での商品生産数量・余業については「明細帳」の数字以外に見ることは出来ない。そこで、本節の分析は、田安領廃止から二、四年後に作成されている物産表・職業調・戸籍・収穫取調帳等を手がかりとして進めて行く。

(a) 養蚕地帯 「此地は左川を帯び右山に傍ひ、山甚だ高からず、川甚だ大ならず、草木繁茂水脈経を分ちて田に漑ぎ沃野平疇水旱の憂なし、稲穀多く稔り果樹奇品ニ富み、且つ蚕業を専らにす、凡そ國中第一の膏腴なり、栗原・大石和二筋の土地も亦大抵同じ、民多くは嬌奢に弊ゆ」

文化一一年篇の「甲斐国志」は田安領七カ村のふくまれる万力・栗原筋（山梨郡）・大石和筋（八代郡）について右のように概観している。

宝永以後の「明細帳」が「農間稼」として必ず養蚕にふれ、糸は登せ糸として京都へ送られていた。城下町甲府にある京都の糸商の出店が糸を受けとつて内金を渡し、京都で売れた後に全金を支払う形をとつていた模様^⑤であるが、郡内（都留郡）機業の発展によつて販路も拡大し、宝暦以後には「京都江遣シ又へ郡内江売り申候」と云う記載が現われるようになる^④。

寛政期にはすでに「御年貢一二之納方（大切小切）へ蚕之金子引当之者計ニ御座候^⑥」と代金納は全く蚕糸業収入によつて行なわれていた事が知られる。

文化一〇年に至り養蚕地帯幕領田安領九〇カ村から「銘々勝手儘ニ京都問屋ニ差登候故直段も右問屋之存寄次第に買受候間直段年々引下り入金減リ……右者甲州ニ系問屋無之村々勝手儘ニ京都に糸登為セ候故……前書九十カ村組合系問屋立（問屋ヲ致し候者へ）京都者勿論諸国糸値段聞合候上相場相定糸商売致候へ、京都系問屋存寄次第下直ニ買受候儀不相成自然直段引上り入金も可相増^⑦」と在方系問屋の設立が企てられ、さらに文政四年にも幕領村々に呼応して田安領郡中惣代から「糸為替会所問屋」設立願の廻状が出

されている^⑦。

このような動きは、蚕糸業生産の量的発展を当然考えさせるが、各年の「村鑑明細帳」が、田畑面積・戸口をのぞいてはほとんど享保期の数字をそのまま記載している。その把握は困難である。例外的に張紙をして修正している二つの村を見ると、一カ年の収入が寛政七年山梨郡上栗原村では享保期の二八両が「蚕当り候年」には二八〇両に、天保九年同郡上神内川村では四五両が「三百五拾両々四百両」と書き改められている。これは文化期上栗原村の貢租額が張紙値段で換算して、一六〇両前後であることからして、すでに農民経済に相当な比重をしめている事がわかる。又このような発展を前提として文化以後の代金納の進行は可能であつたと云える。

安政の開港が、養蚕地帯の農家経済にどのような変化をもたらしたかは今後の個別経営の研究の積上げをまたねばならない^⑧。しかし開港以後の蚕糸業生産の発展を考えずには、さきにもべた慶応元年の莫大な御用金賦課は到底不可能であつたらう。

さて明治初年物産表の検討に入らう。

第6表 養蚕地帯15カ村職業分化

業種	内 訳	計
蚕糸業	生糸商 ⁸⁴ 蚕種製造 ³⁵	119
醸造・製油	酒屋 ¹¹ 醬油屋 ⁴ コウジ屋 ¹ 油紋 ²	18
主穀関係	穀商 ²⁸ 水車 ⁵²	80
綿業	綿打 ⁶	6
質屋		20
食料品	小売酒屋 ¹¹ 煮売干物 ³ 豆腐 ³ 魚屋 ¹	26
衣料関係	菓子 ⁸ 反物 ² 小間物 ⁴ 足袋 ¹ 紺屋 ¹²	19
日用雑貨	荒物 ¹¹ 香料 ¹ 燈チン ¹	13
建築関係	大工 ¹³ 左官 ¹⁹ 屋根 ³ 畳・香具 ² 樋屋	39
農業土木	黒鐵 ¹⁴	14
交通業	馬クロ ²⁰ 牛馬売買 ²	22
金属加工	鍛冶古鉄 ⁵ 鋳物 ¹	6
漁・猟師	漁業 ¹³ 鉄砲 ⁷	20
雑業	クズ商 ¹¹ 植木 ¹ 不明 ⁷	19
八代郡第2区「諸業表」山梨郡第12区「職業御鑑札人姓名」桑戸村「諸営業願留」上栗原・下石森・一丁田中「明治五年戸籍」		職業総数 421
		総戸数 1229

次に職業構成を見て行こう。第六表は明治七年（上栗原・七%に達しているが、「自用費消」が人口^⑩に比べて著しく少ないことから、消費余剰あるいは窮迫販売的なものとしか云えない。

内訳 八代郡 中尾・上矢作・北野呂・南野呂・国分・竹原田・金田
山梨郡 上神内川・下神内川・上石森・下石森・大野・上栗原
・一丁田中・桑戸、「生糸商」には「製糸業」を含む。

下石森一丁田中は明治五年の職業表である。これがどの程度まで専業化しているかは不明であるが、一五カ村一、二、三六戸の内四二一すなわち三分の一強が、何等かの形で余業をもつている。そのうちもつとも多いのは生糸商（製糸業）と記載されているものを含める。蚕種製造等の蚕糸業関係で余業総数の二八%全戸数に対してさえ九%を示している。これだけの蚕糸業関係の余業が成立している以上明治五年の物産表の数値とくに蚕糸業関係の生産額は実際よりはるかに低めに記載されていると云わねばならない。

又米穀商、その他食料品・日用雑貨の営業が、以前からの商業村落（ここでは一丁田中村、上神内川村がそのような性格をおびていた^⑩）の枠をこえ純農村地域にも広汎に発生していることは農民上層での消費生活の富裕化と、下層での脱農民化の進行を物語っている。

以上の概括的検討から、明治初年の養蚕地帯では蚕糸業の発展により農民経済において商品経済は優越を示し、職業分化、社会的分業は発展し、自給体

第7表 非養蚕地帯物産表

	小林	春米	巨摩郡区 28	28区 価額(円)
米 (石)	489.6	313.5	1317.29	5929.30
内國內売(〃)	99.6	?	?	
大 麦(〃)	212	348.3	1443.65	3698.25
小 麦(〃)	52	81.1	142.99	640.63
大 豆(〃)	4	13.8	74.6	350.45
小 豆(〃)	3	6.9	8.67	43.17
ソバ(〃)	4	6.3	8.68	28.25
ゴマ(〃)			0.62	3.92
荏 (〃)			2.35	9.40
菜 種(〃)		4.5	20.04	103.80
粟 (〃)	6	24.0	22.0	59.00
藍 (メ)		480.0	500.0	61.87
生糸(石)			4.6	6.93
野 菜				327.25
葉タバコ(メ)		28.0	145	36.25
木綿(メ)	530	191.47	1540	433.18
緑綿(メ)			3888	4693.08
木綿糸(メ)			48	89.36
白木綿(反)			563	219.15
縞木綿(反)			1075	606.87
年 代	明治5	明治5	明治7	

巨摩郡28区 下宮地・江原・鮎沢・清水・古市場
他旧幕領3カ村を含む

総生産価額中の四〇%弱でしかない。こ
こでの生産価額中最大の穀類—米の商品
化を考へなければならぬが、あとに見
るよう農民層の存在形態からして、それ
は全く地主米の販売に限られると云わね
ばならない。
職業分化(第八表)については綿業関係
がもつとも多く余業件数一〇二に對して
二五件、二四%を占めているが、生産価
額の点からして、養蚕地帯の蚕糸関係余
業のような重要性をもち得ない。
それ故下層農民——殆んどが零細小作

制は広汎に崩壊しつつあることが示される。
(b)非養蚕地帯 これまでに見た山梨・八代郡養蚕地帯と
あざやかな対照を見せているのは巨摩郡二三カ村である。
ここでの主要な商品作物は、明治五年小林村「物産品書
上」が木綿五三〇メ目について「右之品農間稼ニ女子供糸
布ニいたし畑年貢御上納仕候」と書いているように綿であ
る。そのほか若干のタバコがある。しかし商品作物の全生

産価額にしめる比重は養蚕地帯にくらべていちじるしく低
い。第七表は小林・春米村は明治五年、巨摩郡第二八区
(この内には旧幕領三カ村をふくむ)は明治七年の物産表であ
る。
ここで綿関係が繰綿・木綿布まで書かれているのは巨摩
郡第二八区のものだけであるが、ここでの実綿・繰綿・綿
糸・綿布を重複していないものとして計算しても、それは

第8表 非養蚕地帯5カ村職業分化

業種	内	訳	計	
醸造・製油	酒屋 4	醬油 4	絞油 1	9
主穀関係	穀商 3	水車 9		12
質屋				4
綿業	綿打 14	綿商 11		25
食料品	小売酒屋 6	煮売	・干物	12
衣料関係	紺屋 3			3
日用雑貨	荒物 6			6
建築関係	大工 7	左官 7	畳屋 1	15
交通	牛馬商 1			1
狐師	鉄砲 2			2
金風加工	銀治 1	古鉄 6	イカケ屋	7
雑業	竹屋 1	タバコ屋 5		6
巨摩郡第28区「諸業表」			職業総数	102
			総戸数	422

内訳 巨摩郡下宮地・江原・鮎沢・清水・古市場

農——はこの地域が、年貢米の搬出港すなわち甲州全域および「信州表大名松平波守様諏訪因幡守様江戸廻米御出シ」の富士川水運の起点鮎沢から、信州への街道沿いに位置していた関係から交通業への参加（主として年貢米の輸送）、あるいはなかば山村の性格をもつ高下村外一カ村は炭焼等による、現金収入によつて生計をおぎなつていた。そのことは鮎沢から釜無川をさかのぼつた河原部村（現在の韮崎市）に貢米津出しのために新川岸設置が願出されたことに対する、春米村等田安領六カ村からの訴状に、「同

村（鮎沢）之儀甲府並韮崎筋其外所々江騁敷駄賃附送り候場所ニ而、殊ニ右四ヶ村（春米、小林、天神中条、大久保）義平生助郷相勤候故日々多分之牛馬引運稼仕候義ニ而（中略）御用物者勿論同所（鮎沢）ヨリ差送り候諸荷物助郷勤之牛馬を以附送りいたし平日共右調を以妻子扶助仕罷在候「猶又小室・高下両村之義山附村方ニ而村高ニ対シ候而者家数多分有之、作間之山稼ニ仕材木薪伐出し炭焼等いたし右品不残鮎沢村江附出し相捌、右価を以御年貢上納方手当ニ仕来り候」と書かれていた事によつて知られる。

それ故この地域での農民の貨幣経済への参加は養蚕地帯とことなり非常にみじめな形でおこなわれていた訳である。

2 農民層の分解

これまでの検討によつて甲州田安領のうち、養蚕地帯（山梨八代郡、非養蚕地帯）巨摩郡の二つの地域が商品生産の展開度、農民の貨幣経済への参加の仕方が非常にことなつていことが明らかとなつた。

この事は第一節に見た領主による取奪が同一原則（代金納化の進行）で行なわれる時、^{（補註）}幕末明治初年の農民層の存在形態——農民層分解のタイプと進行度に当然大きな差異をも

第9表 A 養蚕地帯階層構成

持高(石)	西田	門南	同北	上栗原	桑戸	尾山	別田	下石森	落合	歌田	熊野堂	村所有耕地	内地田中
100石以上									1	1	1		
90~100								1			1	9町~10町	2
80~90												8町~	
70~80							1					7町~	
60~70												6町~	
50~60					1	1	2					5町~	
40~50					1				1	1		4町~	1
30~40				2	4					3	2	3町~	
20~30	3		2	5	1	2		2		1		3町~	1
15~20	7		1	0	4	2	1	3	2	1	2	1.5町~	
10~15	3		2	2	6	15	1	6	4	5		1町~	5
5~10	9		2	10	12	5	4	7	8	13	3	5反~	3
3~5	10		2	9	11	19	1	5	4	7	2	3反~	3
1~3	10		1	10	17	29	3	15	14	10	3	1反~	3
0~1	7		12	35	120	1	21	32	40	48	15	1反未滿	20
0	0		0	?	?	0	0	?	?	0	0	無所有	39
計	49		22	73	177	74	36	71	74	98	29	計	80

上栗原(明治5) 下石森・落合(明治2)「年貢勘定帳」

桑戸(明治7) 一丁田中(明治8)「正租勘定帳」他はすべて明治3年戸籍

たらずはすである。次にそれを検討して行こう。
第九表は明治三年戸籍および年貢勘定帳等から作成した

本稿の対象地域でも、田安領が廃止された四年後、明治七

な史料を得るのが非常に困難なのは近世史の常識であるが、
両方の規模のわかる村をあげて検討する。そのよう
明治初年の所持石高による階層構成表である。(A)は
養蚕地帯、(B)は非養蚕地帯である。
この表からただちにわかることは(B)の場合六〇石
以上の大高持が小村大久保村をのぞいてすべての村
に存在し、その対極に一石未滿の階層が戸数の六〇
%以上を占め、中間の五〜二〇石層の比重がいちじ
るしく小さいことすなわち土地所有における分解が
一様にいちじるしく進行していることである。
これに対して(A)の場合は一様ではない。熊野堂・
歌田・落合等の一〇〇石以上の大土地所有者の存在
しているものと、上栗原・西広門田南・同北等の四
〇石以上は存在せず中間層の比較的厚い村、又兩者
の中間に位置するもの、さまざまで、土地所有(所
持石高)の史料のみでは(A)(B)両地域ともそこでの農
民諸階層の性格規定を行なうことは到底不可能であ
る。そこで次に一村全体について個別に所有・経営
の規模のわかる村をあげて検討する。そのよう

第9表 B非養蚕地帯階層構成

	大久保	小林	清水	鮎沢	春米
100石以上		1			2
90~100			1	1	
80~90				1	1
70~80					
60~70			1		
50~60		1			
40~50		1			1
30~40				2	1
20~30				3	1
15~20	2	1			3
10~15	1	2			2
5~10	5	3	1	3	7
3~5	1	7	2	3	3
1~3	1	13	3	8	16
0~1	30	108	22	68	75
0	0	0	0	2	0
計	40	137	30	91	112

年春に作成された「収獲取調帳」^⑧以外に存在しない。

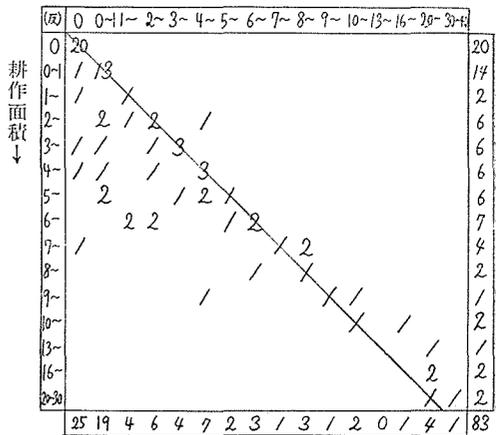
(A)養蚕地帯上栗原・市之蔵・下石森、(B)非養蚕地帯大久保・小林の五ヶ村について検討を行う。

第一〇表は各戸の所有面積と経営面積との相関関係を示す図表である。各表の斜線上では所有と経営は一致し、それから右上にずれるものは地主的性格が強く、左下にずれるものは小作人的性格が強くなること示される。

(A)(B)を比較すると、まず(A)では戸数の大部分は斜線上に

明治3年戸籍より

第10表 A—I 上栗原（明治7・3）
所有面積→



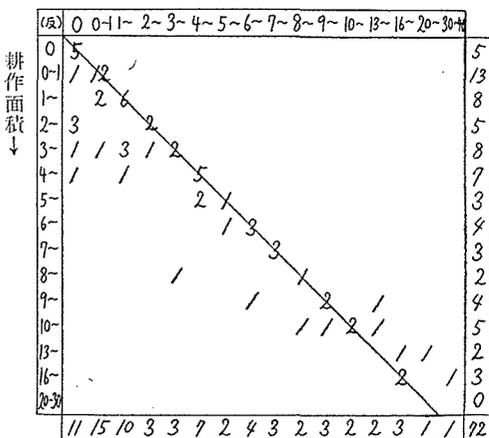
耕作面積↓

村では

下石森村の上層一戸が一五町歩の大地主であるのをのぞいて、上層農民は若干の小作地を持つとはいえず寄生地主的存在でない事がわかる。(A)で特に注目されるのは下層農民の存在形態で所有耕地一反未満および無所有で小作をしていないもの、事実上の無耕作者が上栗原三九・五%、下石森三七・八%、市之蔵二六・四%(市之蔵の場合同年の戸籍がないので無所有無耕作の借屋人数は不明である)と大きな割合を占めている。そして経営面積中に小作地の比重の大きい農

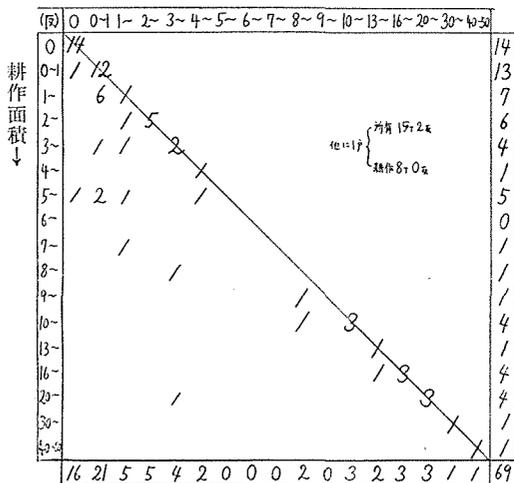
第10表A—Ⅱ市之蔵 (明治7・3)

所有面積→



第10表A—Ⅲ下石森 (明治8・9)

所有面積→



民、すなわち地主的土地所有の支配下に組み入れられている農民(一応経営面積の2/3以上が小作地のものとする)は上粟原二五・四%、下石森二四・六%、市之蔵一九・四%にすぎない。

このことは、(A)地域三つの村では幕末・明治初年には下層農民は地主的土地所有のもとに再編されるのではなく、脱農民化→プロレタリア化して行くのが主要な傾向である

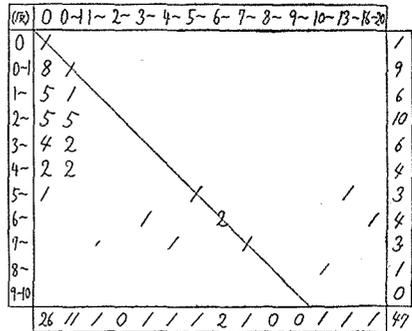
大部分をしめる—全く無所有及一反未満のものが戸数の八〇・四%に達しているのだが、そのうち、小作をしていないものは僅か二戸のみである。他はすべて小作しており耕作地一〇五反と云う全くの零細小作農が全戸数の過半を占めている。

もつともこの村は小村であり(村高二七石)原史料「収獲取調帳」の記載が属地主義をとっているため、他村での

ことを示している。これに対して(B)は大久保村の場合には非常に異なつた傾向があらわれている。まず大まかに見ればここでは農家は斜線上(所有耕作の一致線)に分布していない。そして所有・経営とも零細な農民が

第10表 B—I 大久保（明治7・3）

所有面積→



耕作面積↓

小作を考慮すれば一〜五反への零細小作農の集中が一反程度される可能性はある。しかしいづれにせよ、ここでは下層農民は土地所有をほとんど失いながらそのまま脱農民化する

のではなく地主的土地所有（現物小作料）のもとへ再編されている。規模は非常に零細であつても地主的土地所有の重圧が彼等の生活を規定するものになつてゐる。

次に上層三戸では所有規模は大きくない（他村への出作は不明）——最高一町六反六畝——にもかかわらず斜線の右上へ大きくずれている事は寄生地主的性格の強さを表現している。

もう一つ小林村の例をかかげよう。この村については「収獲取調帳」が草稿の形でしか残つておらず、しかも草

第10表 B—II 小林村戸別耕地所有内訳

	自作地		貸出地		計
	畝	畝	畝	畝	畝
志村栄義	66.11	171.10			240.26
深沢重明	39.21	165.00			204.21
前橋伊兵衛	49.08	66.01			115.06
深水平右衛門	63.06	8.29			72.05
1〜4反17戸	283.14	10.11			293.25
1反以下26戸					
屋敷ノミ49戸					
入 作 分	自作地		貸出地		計
	畝	畝	畝	畝	畝
荆 沢 村 方	458.17	282.05			740.22
落 合 村 方	—	1581.01			1581.01
春 米 村 方	91.29	225.04			317.04
天神中条村方	27.18	22.06			49.24
小室村方	28.22	69.01			97.23
大塚村方	—	46.21			46.21
長 沢 村 方	—	209.26			209.26

稿一三冊中四冊が欠けているので、これまでの四例のような図表を作ることは出来ない。しかしこの史料が所有者別に配列されていること、草稿一冊ごとに集計が行われていることから、これにあらわれるかぎりでの耕地所有者についてその内容——自作地・貸出地を(B)——IIのごとく表示出来る。

これによつて見ると判明する一町以上の耕地所有者ではいづれも自作面積は七反以下で一町一反一畝の前橋伊兵衛でさえ所有地の五〇%以上が貸出され、最大の志村栄義で

は七一%に達する。^⑥

この二つの村は近村の大地主・寺社の土地所有が多く、村全体の小作地率は大久保村で五六%、小林村で史料のある分(村耕地面積の八割程度)について七〇%と極めて高い。

すでに石高による階層構成において巨摩郡六カ村のうち大久保村をのぞき大土地所有が完全に確立している事を見た。今大土地所有の存在しない大久保村の場合ですら上層は寄生地主的性格が強いこと、それは小林村の場合でも全く同様の事から、二つの村に止められた農民層の存在形態――上層は寄生地主であり、富農的上層農民・自作中農は殆んど存在せず、下層は脱農民化するのではなく零細小作農として存在すること、これを巨摩郡『非養蚕地帯の農民層の幕末・明治初年における一般的存在形態として考える事が出来る。

これは(A)養蚕地帯の三つの村で見たことと非常にことなる。しかしながら(A)の場合、所持石高による階層構成検討の結果をあわせ考えるならば、さらにその内部でのいくつかの類型設定が可能である。

上栗原と市之蔵は、第一〇表を見て分るとおり全く同一

の類型(上栗原の方がやや分解の進んだもの)として見ることは出来るが、これと下石森とはすでに同一類型としてあつかう事は出来ない。そして熊野堂・一丁田中・歌田等では、土地所有だけから見ても寄生地主的土地所有が進行していることは間違いない。それ故今まで見て来たことから養蚕地帯では三つのタイプの農村が存在することが云える。

(1) 上栗原型――上層農民は富農的存在で下層では脱農民化が進ずる。

(2) 下石森型――上層は寄生地主と富農的なものが併存し、下層ではやはり脱農民化が進行している。

(3) 熊野堂型――上層は完全に大地主であり、それ故、史料を欠くが下層農民は小作農として再編されていない。ればならない。

この三つのタイプの併存、そこからは重要な問題が提起される。すなわちこれは同一の自然必然的な経済発展の傾向――寄生地主的分解の各段階のみを表現し、①↓②↓③と進み最後には巨摩郡において見たごとき地主制の全一的支配に結果するものなのか。

それとも上層農民が富農的存在で下層農民は脱農民化し

第11表 上栗原村質地移動状況

	戸数	耕作地 (畝)	所有地 (畝)	質取地 (畝)	質出地 (畝)	貸出地 (畝)	借入地 (畝)
1町以上	7	1183	1631	1051	111	458	11
9反 "	3	279	240	59	30	32	71
8反 "	2	170	144	93	20	—	26
7反 "	4	297	244	153	10	41	89
6反 "	7	457	261	61	110	—	196
5反 "	6	334	193	8	155	—	141
4反 "	6	276	158	14	90	—	113
3反 "	6	204	95	29	129	—	108
1反 "	8	199	121	11	496	23	101
1反未満	14	51	48	7	286	—	3
無耕作	20	—	6	—	150	6	—

村外者及び寺社の所有・経営はのぞく。

ているのは、農民層のブルジョアの分解の進行を意味し、それと寄生地主的分解とが対抗していることを表現しているのか。

ことわつておかなければならぬのは上栗原に見られるような所有経営双方を欠く農民ははるかに前から存在したのではないことである。それをおしえるのは「収穫取調帳」に

記載されている質地の移動状態である。

質地はここでは年季は一応一〇年、直ちに質流れにならず契約が更新されるとしても、この史料が作成される二、三〇年前以来—幕末明治初年の移動を示すものと云えるだろう。

それ故これを使用して第一〇表の図表にタテの時間を導入することが出来る。

第一一表は経営面積を基準として各階層の経営・所有・質取・質出・貸出・借入面積を示したものである。検討を進めて行こう。

(1) 一町以上層—ここでは質取地は全体の三分の二に達する。そして所有地の約三分の二を占めていること、この事は上栗原村の上層農民が幕末期以来急激に上昇して来たものであること、そして貸出地が質取地の半分にも達しないことは彼等が質地「直小作」と云う形で地主化しているのではない事を示す。(2) 七反—一町層でも質取地が質出地を上廻る。彼等は上昇しつつある自作農である。(3) 七反と云うところの一つの断層がある。七〇八反層と六〇七反層ここで質取地と質出地の比率が逆転する。すなわち四反—七反層

は没落しつつある農民で質出によつて土地を失い、それにほぼ匹敵するだけの土地を小作している。(4)四反未満となると質出地が借入地を上廻る。しかもこの階層に質出地全体の三分の二が集まつていることは、この階層が以前からかくのごとく存在したのではなく幕末明治初年に急激に土地を失ない脱農民化しつつあるのだと云う事を示している。

さて主題にもどらう。三つのタイプの併存が寄生地主的分解の各段階のみを表現するのか、それとも対抗なのか、又対抗しているとすればどちらが主要な傾向なのか、これに対する答えを定量分析的方法のみによつて求めようとすれば、すでに見たように所持石高による階層構成が様々である以上、対象地域村落の半数以上の史料を集めなければならぬであらう。

しかし個別農家の所有規模はともかく、所有・経営両方の規模を一村全体について表示出来る史料は容易に見出されないことにより技術的にも殆んど不可能である。

そこでこの問題に迫るためには次のような作業が必要となる。一つはこれまでに見た幕末期の領主による収奪の形態と量の変化、それと関連して農民経済の現物経済から貨

幣経済への転化が進行する場合、商品生産の発展する地域とそうでない地域とでは農民層の存在形態にどのような違いがおこらなければならぬかを推定することである。そしてもう一つは、違いがおこる場合に各地域の農民各階層の前にはどのような課題が提起され、それを解決しようとして各階層はどのように主体的に目標をかけた行動するか――農民闘争の具体的分析が必要とされる。

はじめに見たように、寛政期において農民の抵抗により生産物地代原則をそのままの形で貫徹強化するのが不可能になつたこと、そして文化期に領主は商品経済発展の事実を認め、代金納化をすすめる事により収奪強化をはかる方向へ政策転換を行なつた事、この事は農民に年貢納入の前提としての貨幣の獲得を強制する。しかしこの段階ではおそらくは大部分の農民は蚕糸業生産の収入のみでそれを支払うのは困難であり、大切値段・願石代がいずれも米価を上廻ることの多かつた文化―文政期には、彼等は発展をおさえられ、あるいは没落の道をたどらざるを得なかつたであらう。そして登せ糸の地方問屋、あるいは郡内機業地帯を対象とする米穀商を営んでいるような商人化しつつある

第12表 一丁田中村商人地主の成長・特権化

			初鹿野市右衛門			小野七郎右衛門			小野元兵衛		
文化	9	御用金	100	兩	同	50	兩	同	25	兩	
文化	10	一代長	百姓		同	一代長	百姓				
文化	14	永代長	百姓		同	永代長	百姓				
文政	5	御用金	450	兩	同	350	兩	同	100	兩	
文政	6	苗字	一刀	刀	同	苗字	一刀	刀	長	百姓役	
天保	7	御用金	800	兩	同	300	兩	同	60	兩	
弘化	3	郡中	取締	役							
安政	3	御用金	2000	兩	同	500	兩	同	75	兩	
万延	1	8人	扶持		3	人	扶持				
文久	3	奥口	香格	15人	扶持						
慶応	1	支配	勘定	格14人	扶持	苗字	永代	1身	帯刀		
明治5年	余業	生糸・酒	造・質		酒	造・質		蚕		種	
明治8年	村内有	986畝12			980畝25			419畝12			
明	治	8	年	村	内	有	地	所	有		

一丁田中村「二番村内記録」「明治8年正租勘定帳」「五年戸籍」
 なお安政3年以後の御用金は不明である。

上層農民だけが、代金納の進行に対応することが出来、さ

らに年貢上納困難の農民（個人および年貢徴収責任を負う村役人）に対する高利貸附・質地↓質流れによる土地集積を可能にしたであろう。

この過程は断片的な史料によつてしか推測出来ないが、二三の例をあげれば、

明治初年養蚕地帯においてもつとも地主的土地所有の強かつた一丁田中村（明治七年小作地率五一・二%^⑩）での大地主初鹿野市右衛門・小野七郎右衛門・小野元兵衛等は、第一二表に見るごとく文化初年にはまだ村役人にすら列しておらず、文化文政期に多額の御用金を上納して一代長百姓・さらに永代長百姓の地位を獲得していること。

又このときまでに相当な地主であつたものでも下石森村明治八年一五町歩の大地主清水市右衛門^⑪（質・酒屋）は寛政元年の持高四九石から天保二年九〇石へとこの時期に急激に土地所有を増加し、落合村の荻原武兵衛^⑫（酒造・生糸・質屋）も寛政七年以後に土地所有を増強している（寛政七年八二石↓明治二年一七〇石）等を示すことが出来る。

そして代金納化の進行がこれ等の商人地主層による農民収奪の機会を与えていることは天保五年・および十年に

第13表 上栗原・下石森上層農民

(1) 上栗原	弘化3	明治5	明治7 年經營 畝	余業	奉公人・馬	
	石	石	畝			
齋藤武兵衛	11.72	38.49	226.16	糸 蠶	1	
大竹吉左衛門	0.29	35.12	226.01	蚕種・殺商	2	1
大宮本七之丞	11.35	21.99	199.28			1
大竹喜右衛門	2.86	28.83	161.10	荒物	1	
大竹治左衛門	3.39	20.52	146.29	生糸・蠶種	1	
大宮沢新左衛門	8.24	23.82	111.21			
川井利左衛門	0.31	22.99	110.25	質屋	2	1
(2) 下石森	万延元	明治8	明治8 年經營 畝	余業	奉公人・馬	
	石	石	畝			
清水市右衛門	114.53	100.02	809.02	酒造・質	4	4
矢崎与兵衛	24.32	32.02	436.12	水車	3	1
河野喜左衛門	32.40	22.76	309.24	水車	4	
深沢小兵衛	11.55	18.06	264.07		1	
丸山幸右衛門	8.51	14.23	262.09	糸商	1	1
小沢甚五右衛門	10.08	15.72	206.01			1
清水九右衛門	10.38	11.14	193.14	糸商	1	

持高は弘化3、万延元、明治8は年貢勘定帳（ただし明治8年は同2年張紙修正値）明治5年戸籍余業・奉公人・馬は明治5年戸籍。

「当当年之儀米穀下直ニ而金子融通悪敷実々御年貢年内皆
濟相成兼候もの共多分有之」と上栗原村役人が連名で、さ
きに見た一丁田中村初鹿野市右衛門・小野七郎右衛門に借

金を行なつてゐるのを一つの例として挙げる事が出来る。
しかし、第一節に述べたごとき事情により天保以後、と
くに嘉永以後に本年貢実質額は急激に低下して行く。この
ことが農民の手許に剰余を形成させるのは当然であり、
農民によつて代金納は「是而巳、難有御趣意」とうけとら
れるようになる。開港以後の蚕糸業生産の發展はそれに
拍車をかける。そして幕末から明治初年に急激に中農か
ら富農的存在へ上昇する農民があらわれてくる。さき
見た上栗原村の上層農民は第一三表に見るようになつて
さうである。これはやや極端すぎる事例かも知れないが、
下石森村の場合でも農民上層では大地主の清水市右衛門、
幕末に分家を出している河野喜右衛門をのぞき同様な傾
向が示されている。

ここで上栗原と下石森では持高と経営面積の比が違いすぎる
が、これは次の理由によるものである。(1)下石森村の場合明
治七年に作成された「収獲取調帳」が、八年九月に数筆ごと
に張紙をして面積が修正され面積が二〜三割程度増加してい
ること、(2)質地がどの程度持高に組入れられているかが算定
出来ないためである。

このように本年貢実質額の激減と、蚕糸業生産とに

よつて形成される民富を起点として農民層のブルジョアの進化↓分解がはじまる。しかし領主は勿論傍観してはいない。本年貢の操作による収奪強化はまえに述べたように限界に来てゐる。それ故、御用金を中心とする様々な臨時賦課が幕末に近づくにつれてはげしさを加える。発展する蚕糸業生産に対しても前記の一丁田中村初鹿野市右衛門・熊野堂村奥右衛門等の特権の商人地主を改役として糸一貫目ニ付口糸三拾目当りの代金を取立てる。これは幕領私領間わず行なわれた事であるが、更に明治二年に至り、養蚕手当を強制的に貸附、一割の利子をつけて三カ月で回収しようとする。②③と云う経済外的強制をともなつた高利貸として領民に對するに至る。

そして一方御用金高額上納者・永納者に苗字帯刀・扶持米および郡中取締役・近村取締役・居村取締役・村目附等の役職を与えて特権化し、彼等の力によつて農民一般の不満の爆発をおさえようとする。④

このような過程が進行するとき、商品生産を欠いた非養蚕地帯では寄生地主的土地所有はますます進行し、明治初年にはそれは完成の域に達する。しかし養蚕地帯において

はブルジョアの進化↓分解をとげつつある農民と、その展望をとぞせうとする末期的な領主支配およびそれに寄生する特権の商人地主層との間には革命状勢とも云うべきはげしい対立が作り出されている。私は本節で見た農民層の存在形態をこのように説明出来ると思う。

領主が「近年丹精ヲ以可成渡世罷在候者江多分之用金度々申付」⑤形成される民富を収奪しようとする企てに對する「全商人ニ等鋪御執計与一般不服いたし」と云う怒り、そして「役人衆与泥ミ合、困民之資格取り皆々困苦」におとし入れる特権地主層に對する憎悪が醸成され、「斯ル暴政天に通シ候哉、天成哉命成哉山梨八代兩郡五拾八ヶ村大小ノ百姓ノ人氣一体ニ凝塊リ」⑥田安家の支配を否定しようとする明治二年田安領一揆にこの矛盾は爆発する。そしてこの一揆における各地域、各階層の行動とその要求の分析によつて、本節に見たごとき存在形態をとる農民層内部の矛盾をより明確に把握することが出来るのである。

① 田安領の村数は水上前掲書では一〇七カ村、『山梨県史』第二巻は一〇三カ村と若干くいちがう。しかし村高はどちらも計四七、九六〇石余となつていたので、この内に幕府代官所と入

紐支配の村があつたのではないかと思う。本稿では村名の表示されている水上前掲書(一八一—二〇頁)の数値に従つておく。

山村は甲府盆地から御坂山脈越えに駿河沼津へ抜ける交通路上の篤宿他八カ村と富士川下流の八代郡落合村の一〇カ村と盆地周辺でなれば山村の性格の牛奥等三カ村である。

② 山梨郡下石森村「御用留」前掲拙稿九頁参照。

④ 宝暦十年山梨郡上神内川村、天保九年同郡一丁田中村明細帳。

なお郡内機業地帯での史料ではもつと早く都留郡淺利村では延享三年絹織出足数の六九%は「國中」(『甲州山梨・八代郡養蚕地帯および相州からの輸入の糸・繭によつて織り出されている。飯田文弥「郡内の織物」『日本産業史大系』五卷一五一頁。)

③ 寛政六年「甲府御触留」山梨郡山崎村伝右衛門より甲府勤番あての糸荷物取継許可願(甲府坂田家文書)。

⑥ 文化十年甲府「町触御書付留」山梨郡生糸問屋立触。

⑦ 文政四年山梨郡落合村「御廻状留」。

⑧ 山梨郡上栗原村「御年貢勘定目録」から計算すれば文化十年取米一七〇石余(免四つ六六)で一五八両、文政元年一八七石で一六五両となる。

⑨ 石井孝氏は「初期横浜貿易商人の存在形態」(『横浜市大紀要』第二節一甲州養蚕村の構造と豪農層——で八代郡東油川村篠原家の「万日記帳」を分析され、土地所有ではほぼ同じ規模である山崎隆三氏の検討された西撰の富農氏田家の場合を比較し、安政六年から元治元年の間に家計内容が「五年の間に収入

の面で篠原家は完全に氏田家に追いつき追い越してしまつたこと」を述べている。勿論同家の場合横浜貿易に直結する特異な存在であることを割引しなければならぬが、開港以後、甲州養蚕地帯上層農家の経営にはげしい変化が起つていることは推測される。

⑩ 『八幡南村誌』九一頁。

⑪ 下井尻村明治五年人口二八四人(県立図書館壬申戸籍)。

⑫ 一丁田中村は甲州街道上の要衝で田交代官所がおかれていた。上神内川村も古くから三八市が立つており、寛政期に新たに市の立つた隣村小原東村と市場相論が行われている(山梨女子師範『微細郷土研究』一四三頁)。

⑬ 明治五年四月「市川御役所」宛「物産品書上」(南巨摩郡増穂町役場所蔵文書)。

⑭ 『鯉沢町誌』二六三—四頁。

⑮ これは「収穫取調帳」「地所収獲帳」等名前は村によつて若干こととなるが、内容は同一のものである。目的が地租改正に際しての地価決定にあつたことは同帳の末尾に「右者地券御発行に付私共村方銘々地反別代価等可申上旨御達ニ付私共立会従前隠田切開繩伸之類迄、地毎ニ取調候所、箇所落ハ勿論隠歩等一切無御座、且御取揚米小作米等聊作欺之義不奉申上候(下略)」として村戸長・副戸長・伍長の連印があり、山梨県令藤村紫郎宛となつていふことから明らかである。日附は記載されている村について見ればいずれも明治七年三月となつていふ。記載様式は一例をあげれば次のようである。

（上栗原村）

（字）北川 七九（朱字）

地主

一、田老反七歩

齋藤武兵衛[㊦]

此収穫米二石八合

小作人

小麦八斗四升参合

大沢彦右衛門[㊦]

此地佃金貳拾円

此小作米壹石五斗四升五合

朱字の数字は同時に作られた耕地絵図の一筆ごとのナンバーを示すものであり、右の例では一筆だけであるが、多くは二〜五筆所有・耕作がそれぞれ同一である一団地が一括記載されている。収穫物は田について見れば米・麦・畑には麦・豆・桑葉・木綿等の数量が記載されている。

村内にある田畑・屋敷・林についてのみ調べた（属地主義）ものであるため、村外者の土地所有・耕作は記されているが、村内者の村外での所有・耕作は解らない。

これまでに発見されたものは不完全な草稿を含めて八カ村であるが、山梨八代郡のものには、さきにあげた記載のほかに質地関係が、

地主	氏名	印
質取主	氏名	印
小作人	氏名	印

の形で示されている。

さきの引用文中にも見られるごとく、これは明治六年八月の県庁の命令により同一様式で県下全村で作成されたものと思われるが、これは、旧村役人の手により作成され、地価算定資料の

性格をもつていたため、面積収量とも実際より少なく書上げられていたと考えられる。そのことは明治八年八月「地租改正ニ際シ禾穀収益ヲ許リ具状スルヲ誡メ」る達が区戸長宛に県令の名で出されていること。そして本文中にかかげた下石森村の例では、八年九月に、同帳の記載面積収穫ごとに張紙がされ面積は修正され二〜三割程度増加している（収量は白紙のまま）から知られる。

なお私の調査した感じでは「収穫取調帳」の残存は極めて少ない。それは同帳の面積収量が少なく見積られ、県庁から修正の命令がだされ、さらに明治八年から実地丈量が行なわれ「一筆限反別地価取調帳」（面積・所有者・地価のみ記載）が作成されると、それがその後の土地移動の原簿の役割をはたすようになり（これは割合良く保存されている）、村にとって必要性を失なつた「収穫取調帳」は年月のたつうちに破棄・紛失されたものと思われる。本文中にかかげたものは、下石森・清水家、上栗原・同区有文書（現在上栗原大沢家保管）、市之蔵・鈴木家、（中央大学商業史研究室蔵）、大久保・小林・増穂町役場所蔵のものである。

⑬ 第一〇表B―Ⅱでは明治三年戸籍で最大の持高の田中佐兵衛（村内五六・六石、村外合一二・八石）の分がおちている。

⑭ 一丁田中村「収穫総計控」。

⑮ 下石森村「明治五年戸籍」、寛政元年・天保二年「年貢勘定帳」（河野家文書）、清水家に関しては天保以後の「金銀出入帳」「農業日記帳」等の経営史料が多数残っている。現在筆者が整理を

行なっているが、同家は近世農業史上に異例とも思われる大規模な手作を行なう地主である。明治八年に村内所有耕地一五町二反、耕作面積八町九畝であり、一五〇人の年季奉公人と多数の日雇を使用して経営をおこなっている様子が「農業日記」から知られる。村内での土地集積が進むのは本文中に見るごとく文化・文政期であり、村内持高は明治初年には一〇〇石前後であるが、他村にも相当な持地があつたことは「金銀出入帳」にかなりの他村の貢租納入があることが知られる。同家に関する詳細な報告は後日を期したい。

⑭ 未整理であるが、中央大学商業史研究室蔵荻原家文書には、多数の登せ糸・質・酒屋関係の帳簿が含まれている。なお本文中の持高は、「寛政七年落合村田畑取付帳」「明治二年貢勘定帳」のものである。

⑮ 天保十年借用金（上栗原須藤文書）。

⑯ 落合村慶応四年「御廻状留帳」。

⑰ 第三節農民の一八カ条参照。

⑱ 「役人方兎角賄賂ニ心迷ヒ郡中才弁之者引上種々之格ヲ付、支配勘定格（中略以下役職名）扶持人苗字帯刀同一刀扨与名目ヲ付役人衆与泥ミ合困民之背格取り」狐新居村甚五左衛門筆「歎願成就前書」。

⑲ 明治二年九月十四日県庁への歎願文（「御歎願中諸書留」所収）市之藏鈴木家文書。

⑳ 三つの引用文はいずれも「歎願成就前書」中の文言。

三 農民闘争——田安領一揆——

1 一揆の概要

明治二年秋甲州田安領におこつた一揆については、すでに戦前小野・土屋両氏編『明治初年農民騒擾録』にも史料の紹介がなされている。一揆の経過そのものについてはすでに紹介を行なっている（拙稿「明治二年田安領一揆について」『甲斐史学』一一号）ので出来るだけ簡単に述べることにする。

一揆の直接のキツカケとなつたのは、明治二年六月政府が正貨準備のため府藩県に対して、石高一万石につき「太政官札」（金札）二、五〇〇両を強制的に割付け、同額の正金を引替上納させようとした際、田安領において領主が農民に対してとつた処置である。

田安家は領民が引替上納した正金のうちに賈造二分金が多くなりつていたと云う理由で悪金のみを突かえし、さらに引替によつて正金が払底している際に、貢租大切・小切の納期をくり上げ、しかも正金で上納することを命じた。

これに対して同年九月八日山梨郡の村役人が塩山向岳寺

に会合し、翌九日一丁中村田安代官所へ正金上納が出来

ない事を歎願した。要求は容れられず、同十四日次のよう

な田安家の非政内容を列挙して甲府県庁へ歎願を行なつた。

それは、(1)政府の命じた正金・金札引替に際し、上納した

正金に多分の賤造二分金がまじつていたとして、覚えのない

「甚敷不通用之悪金而已相下ケ」た事、(2)小切（九月）

大切（一〇月）の納期をくり上げ、八月二十五日までに「正

金納嚴重之達」で、それが不可能なら正金一〇〇両、金札

一〇七両の割で上納が命ぜられたこと、(3)違作につき年貢

三分通の引方を願出たが、容易に入れられず、やつと許可

されたと思つたら別に「郡中々四千両之用金と申付」たこ

とにより「差引下々之助成無之」こと。(4)「近年丹精ヲ以

可成渡世罷在候者江多分之用金度々申付」られとくに慶応

元年には郡中四万八千石に対し九万三千両の御用金が取立

てられたこと。以上のような暴政を行なう「田安御支配之

儀者是非共御免之儀」であるとして「天朝御料地」維新

政府直轄地への編入を歎願したことにより一揆ははじまる。

そして九月下旬までに村々は続々歎願に加わり田安領山

くりかえされ拡大する歎願を受けとる県庁は、あるときは歎願書を受理し、あるときは代表村役人を説得して歎願書を田安代官所へ引渡すなどして慰撫につとめるが、県庁のはつきりしない態度のまゝに「小前」層、中小農民の動きは村役人の指導統制を乗りこえようとする形勢となる。事態を重視した県庁は田安領民が領主に対してもつ不満を「内実之義迄も不隠遣可申上旨」を命じ、十月九日山梨八代郡惣代から十八カ条におよぶ長文の返答書が提出される。このなかで田安家の非政内容が暴露される（後述）。

十月中旬一揆は最高潮に達する。十月十五日山梨・八代

五八カ村四〇〇二人の農民が笛吹川河原に集合し、歎願か

ら帰る代表村役人をまち受け、集団歎願をうながし夜に入

つても解散せず「最早役人共々可有手段尽果強而申聞事變

出来候而者都而恐入此上何とも可申段儀無之」と蜂起寸前

の事態に立至る。それと同時に最初から一揆をおさえよう

としていた特権地主層は公然と分裂行動をおこす。同十七

日、小前百姓をともない県庁石和出衙へ赴いた五七カ村代

表を待つていたのは、歎願に加わらなかつたと云う二七カ

村村役人から田安代官所を経て石和出衙に提出された訴状

であつた。訴状そのものは残っていない(案文については後述)が同月二十日の山梨八代郡五八カ村からの訴えから推定すれば、訴状の内容は歎願が田安領民全体の意志でなく二七カ村は「領知替」を望んでいないことを述べ一揆を非難したものであつたろうと思われる。

この訴状を石和出衙の役人から読聞かされておどろいた五八カ村の代表、とくにその場に居合せながら訴状では歎願に加わらなかつたと云う二七カ村のものは、それが一部の特権をもつた村役人の仕業であることを主張し、真相究明を要請する訴えを二〇日甲府県庁あてに提出している。

この特権的村役人の分裂行動はあとに述べる下石森村の例のごとく特権地主に対する攻撃・村方騒動に発展する。農民蜂起寸前の事態に報告を受けた政府民部省は「一揆取調御用」として監督大佑塩谷良翰等二名を急拠甲州に派遣する。十月二十一日に至り、田安家重臣鈴木稲城は、甲府県庁権知事土肥謙蔵立会のもとに、山梨八代郡代表に維新政府直轄領編入は「下方願に因て御採用可相成筋に無之、何ヶ度相願候共同様之儀、併從二位存寄を以村替の儀願立相成候様可申立間、神妙に引取天朝の御沙汰相待候様」と申

渡し、土肥権知事も、「村替」が行なわれる事を約束する。かくして十月二十四日山梨・八代郡五八カ村は①田安家は自発的に領地返上を行う。②田安家は一揆に参加した村と不参加の村を区別して取扱うことはしない。③田安代官所の人事は更新する。この条件のもとに申渡しを承認し、来年明治三年一月までに維新政府直轄領編入が決定しない場合にはふたたび歎願を行う。その間金や説得による切崩し工作に対する警戒をゆるめない事を談合議定して一応闘争体制を解いた。

その後田安家は約束をふみにじり、破免検見要求に対して、一揆に参加した村には明治元年なみの三分通免除を拒み、一村内で小前百姓のみが参加した村では村役人所持地のみに検見を行ない引方をする、あるいは一揆指導者の処罰を企てるなど復讐的処置が行なわれる。これに抗議する県庁への歎願文には領民の不安と焦燥が語られているが、ともかく明治三年一月田安家の版籍奉還決定が触出され、同四月二十七日田安領の甲府県編入によつて彼等の要求は一応達せられた。以上が一揆のあらましである。

2 一揆の地域性と階層性

この一揆に各地域各階層はどのように参加したか。概要から知られるようにすべての村が一様に参加したのではない。まず十月二十四日一揆終結にあたって提出された請書への連印の仕方を見ると、まず巨摩郡二三カ村は連印がない、すなわち一揆には全く参加していない。次に山梨八代郡の場合、山村一三カ村をのぞいて、(1)連印のないもの一三カ村、(2)名主・長百姓・百姓代の三判連印のあるもの四一カ村、(3)名主が直接署名せず代印となつてゐるもの、および長百姓・小前惣代のみで署名となつてゐるもの八カ村、(4)小前惣代のみもの九カ村と云う内容である。(1)の場合は一揆に参加せず、(3)(4)の場合は一揆参加をめぐつて村内に分裂がおこつてゐることを示しているが、事実、概要で述べた十月二十日の訴状の中で分裂行動を名前を挙げて非難されている村役人は、これ等の村のものが大半である。

一揆への参加の仕方の違いは前節で見た農民層の存在形態、非養蚕地帯型、および養蚕地帯の三つのタイプと深い関係をもつてゐる。

(1) まず全く不参加の村は非養蚕地帯の全村・養蚕地帯では前節第九表(A)のうち熊野堂・一丁田中・および史料

はないが南八代村等一三カ村である。このうち熊野堂村には村民総持高の六三・三%三九八石を有し、山梨・八代郡随一の米穀商で天保騒動うちこわしの主目標となつた小川奥右衛門^⑥、一丁田中村には初鹿野市右衛門・小野七郎右衛門等が、南八代村はこの時期の土地所有の史料はないが明治十五年不動産所有額七万円で山梨県下第二位^⑦（第一位は旧田安領巨摩郡春米村小林八石衛門八万円）で「支配勘定格」である加賀美嘉兵衛の居村である。すなわちこれ等の村では特権大地主が完全な優越を示している。そしてこれらの大商人地主・特権的村役人の力によつて一揆参加が妨げられたことは、甲府県庁から政府への報告書が「天朝御料願村々五拾八ヶ村、残り四拾九ヶ村内六七人何れも身元宜大高所持罷在、格式又は扶持方苗字帯刀等差免相成候者共故、朝廷御領ニ相成候へは平百姓相成候儀を深く憂へ、村内は勿論最寄村々子分又は越石小作人等多分有之候ニ付、右之者共へ厚申含め、天朝御料村々へ同意不為致候へ共、内実小民共は一般に朝廷御料願に無相違相聞^⑧」と述べてゐる事からも知られる。

巨摩郡二三カ村の場合もこれらの村が山梨・八代郡の村

第14表 笛吹河原集合人数

		動員数	明治5年 戸数
上栗原	75	83	
西広門	50	49	
〃	25	20	
桑別	200	161	
落市	35	36	
之	75	113	
	64	75	

々から地理的にはなれていたために一揆を傍観していたのではない。一揆が拡大しようとしていた九月十五日、巨摩郡天神中条村平右衛門をはじめ十日市場村・春米村等の村役人は山梨郡一丁田中村本陣へ来て八代郡の一揆の指導者達に、一揆を取鎮め村へ帰つてくれるように懸命に説得し、拒絶されているのである。^⑧

(2) 一村参加の四一カ村。これには第九表(A)の西広門田南・同北・上栗原・中・桑戸・別田、落合等、および第一〇表の市之藏等である。これらの村は積極的に参加したことの外に云うことはない。十月十五日の笛吹河岸集合の際にも一戸平均一人あるいはそれを上回る人数が動員されている(一四表)。ただこのなかで落合村だけが動員率六六

%と例外的に低い。このことは落合村が石高所持による階層構成においても他の一村参加の村と異なる、むしろ次にのべる下石森・歌田と同一類型に入るものであることと関係する。この

村にはさききのべた文化以後に急上昇する特権的商人地主荻原武兵衛がいる。彼は天保二年苗字帯刀を受け、元治元年以後毎年五石五斗内外の扶持米を給与されている事から、幕末には多額の御用金を上納してさらに大きな特権を受けているものと思われる。明治二年の持高は一七〇石、村高の三〇・五%をしめる大地主である。しかし明治七年同村の小作地率は三六・五%にとどまっている事から、地主的性格のものは彼一軒だけであつたと考えて良く、名主を動めていなかつたのをさいわいに、長百姓の最右翼でありながら、一揆の連印には加わらず、態度を保留していたのではなかつたかと思う。落合村で連印を行なつているのは名主八十郎(四〇・八石)長百姓松兵衛(二・九石)百姓代丈兵衛(一八・五石)である。

(3)(4)の分裂が起つた村の場合。これに属するものは下石森・尾山・歌田等である。尾山村では長百姓代次兵衛^⑨は一揆終結後に八代郡代表から分裂工作者として弾劾され、歌田村志村勘兵衛(酒・質屋明治三年持高二〇八・五石文久元年苗字帯刀三人扶持、慶応元年御用金二五〇〇阿上納奥口番格拾五人扶持^⑩)は連印に加わっていない。下石森村では次に見る

ような村方騒動が起つている。^⑧

特権的地主層が公然と分裂行動に出たことが明らかとなつた十月十七日から一日おいて十九日、下石森村名主清水市右衛門は長百姓喜右衛門を先頭とする多人数が彼の家をおそい「理不尽ニ村用帳箱、諸書物并太鼓等奪取、其上同人養子佐吉ヲ致打擲候旨」を田安代官所へ駆込み申立てている。これにより長百姓喜右衛門・与兵衛・小兵衛・幸右衛門（この事件関係者については前節第一三表参照）等は代官所に呼出され取調を受けるが、彼等は養子佐吉をなぐつたと云う事實はなく、それは市右衛門親子が打つた芝居である。彼は「領地替」によつて田安家から受けていた特権を奪われることをおそれ、養子佐吉——(1)でのべた熊野堂村小川奥右衛門の息子——にうながされてこのようなデツチ上げを行なつたのだと抗議している。彼はこの一揆にあたりかなり去就に迷つたらしく、「最初市右衛門頭取印形取立外村々一同出府御歌願仕候儀ニ御座候処、同人途中俄ニ変心いたし候」と云う事態に、抗議の先頭に立つた長百姓喜右衛門は「ケ様之事へ前代見聞之事ニ付、永世ワスレヌ様ニ書記置よくよく心得るべく事なり」とはげしい憤りを一

件文書の余白に書記している。

以上に見たことから一揆への参加の仕方は前節にみた農民層分解のタイプと全く一致することが明らかとなつた。この事から前節に見た二つの分解傾向の対立を確認され、そして、明治初年の養蚕地帯は寄生地主的分解の優越している比較的小数の村とそうでない大多数の村からなつてゐることが補足される。

二つの分解傾向を代表する商人地主層と富農層とは何故に対立を主体的行動に表明しなければならなかつたのか。

「特権」——単にそれだけならば、私の分析をまつまでもなく一揆の当事者自身の口によつて語られている。

前節に見た農民諸階層の存在状況、それが商人地主層に一揆を指導する富農層に解決すべきどのような課題を提起し行動を迫つてゐるのか、次にそれを見て行こう。

3 農民諸階層の課題

(A) 農民の十八カ条 農民が一揆に立上らなければならなかつた理由を最も刻明に物語つてゐるのは十月九日甲府県庁に提出された返答書十八カ条である。非常な長文なので主要個条のみをかかけて検討する。なお、紙幅の都合上原文

は省略しなければならぬので原文は前掲拙稿を参照してほしい。

(1) まず本年貢に關しては、第一節は見た代金納のうち、廻米代金納部分が問題とされている。すなわち、嘉永以後の米価を大きく上廻る代金納部分が元治元年田安領全体で二〇〇〇石から三〇〇〇石に増加され、それによつて奪いとられる「閭金影敷」こと。さらにそれを正規の廻米としなかつた事への謝礼としてその他に一カ年「凡金貳百九拾兩宛」取立てられること。

他の「願石代」部分については、このときは最早米価を大きく下まつているため、明治三年八代郡狐新居村長百姓甚左エ門がまとめた一件文書「歎願成就前書」では、「寛政年間御定と置候租税御物成米方之分御張紙値段段江金三兩ニ而金納取立有之之分、是而巳難有御趣意与存居候」と農民にとつて有利なものとなつている。

(2) 高額の御用金上納者に対する苗字帯刀格式の濫発、彼等と与えられる扶持米のために領民全体は「平均一ケ年凡式千石者全位郡中損毛ニ相成」こと。

(3) 慶応元年の九万三千兩の御用金賦課の強制に當つては、「差当金子無候へ、御役所ニ而年六分之利足ヲ以貸附金可致間右ヲ以相納可申」とされ、やむをえず貸金を受け上納の形をとつたところ、百兩差出したものへは一刀ほか金高に應じ褒美を与えるからと、さらにその「御礼金」として百兩に付十兩が取上られたこと。

(4) 明治二年四月領主は「蚕養手当」として貸金をしてく

れることになつたが、返納期間は三カ月で利子として「生糸一貫目ニ付百目之割合」を納めることを命じた。それは「多分之高利ニ相当候ニ付、何程困窮致し候而モ拝借不仕旨」を返答したところが、今度は期間を二カ月延長し、「金拾兩ニ付壹兩之利足相添返納可致」命ぜられた。「是以高利ニ相当り候間」村々は借受けしない旨を申立てたところ、それなら今度如何様の事があつても「御貸附金其外御救筋等」は出来ないから、そのような願は一切しないと云う請書を提出せよと迫られ、余儀なく貸金を受けなければならなかつたこと。

以上に見る末期的な領主支配の様相、このほかに、検見をめぐる不正、公事出入に際しての賄路の要求、定式川普請費用の出し惜み、陣屋改築のための金・人足の強要・領内治安維持能力の喪失等が詳細に語られている。

そしてこの各個条について改善を要求するのではなしに、かかる暴政を行なう田安家の支配そのものからの解放、「天朝御料地」への編入が要求されている。

(B) 特権地主層の十四カ条 これに対して一揆に反対しそれを切崩せうとした地主層は何を問題にするか。

十月中旬田安代官所へ提出され農民の怒りを買った文書は残っていないが、その主要な内容は九月十三日「支配勘

定格」南八代村加賀美嘉兵衛等が一揆の拡大に奔走する八代郡市之藏村勝右衛門等に鎮静を求めて示した妥協案―十四カ条の案文にふくまれていると考へて良い。次にその内容をみて行こう。彼等の要求は、

(1) 大切・小切は金札で上納することにし、正金一〇〇両＝金札一〇七両と云うのは再検討すること。

(2) 正金＝金札引替の際の「劔金」はそのまま受取つてもらいたいこと。

(3) 代官所役人の郡中廻村は村々に迷惑であるから以後行なわないこと。

(4) 代官所の人事を更新すること。

(5) 御用人足は郡中から徴発しないで東京から連れてくること。

(6) 郡中惣代はこれまでは代官所が全部任命していた（御目鑑）が、

これからは代官所任命二人、郡中で協議して出す（郡中目鑑）

三人の五人とし、代官所入用は彼等の承認を得て決めること。

(7) 当年は違作につき破免にすること。

(8) 「郷宿飯料」は郡中一統と相談して決めること。

(9) 是迄の種々の「御貸付金」は「永年賦」にすること。

先ず以上にかかげた九項目では、農民の十八カ条と、本節最初に触れた一揆の最初の歎願四カ条にあげられている

田安家の暴政内容の一つ一つをあげ、領主支配を緩和させようとする改良案が示されている。要求は個別具体的であり、幕末の農民一揆に見られる最大公約的要求と云つて良いだろう。

大地主達といえども、ここにあげたような領主支配の緩和を要求するのは当然のことである。しかし彼等は領主支配そのものを否定しようとはしない。

(10) 「蚕養手当金」を自分達が取扱うのは「御免」にして代官所へ「直上納」にすること。

(11) 「郡中惣取締役」（彼等が特権としてあたえられた役職）が公事を取扱うのはやめにする。

(12) 扶持米は廻米三千石のなかに組入れること。

農民の怒りが寄生者である彼等の上におよぶことを恐れて、もつとも不評判な領主支配の末端機構であることを返上して、責任を回避しようとする。しかし農民がくりかえし問題にし、そして彼等大地主層にとつては現在の特権をもたらし御用金の問題には殆んど触れない。わずかに御用金の代償である扶持米について述べているがそれも放棄するのではなく、領主の損失によつて、すなわち廻米分に

組入れることにより農民の負担を若干軽くして、しかも自らの手には確保しようとするのである。

このように検討を進めて行くとき、(3)(4)(6)等の一見全農民の立場で領内の民主化を要求しているかに見える条項もちがった意味をもつてくる。農民の不満を背景に一揆を不発に終らせた代償に十四カ条の多くを領主が承認したとすれば、(3)(4)(6)は体制は変わらないままに領主をツンボ棧敷に追いこみ、実質的な支配権は大商人地主として農民に優越する資力をもつ彼等の手に移ることになる。

彼等がのぞむのは体制を変えないままに、農民の領主への不満を背景に、領主支配の内容をくり抜き空洞化するこ

とである。地主にとつても、農民にとつても最早この時点では、収奪の単なる緩和—以前の状態にもどすことは問題になり得ない。

大地主達はこれまでにのべて来た変質する領主支配の条件のもとで農民を収奪し、すでに経済的実力をもつている。それ故に彼等は商人地主として発展するための将来への展望をもち、領主支配を後退させ、彼等の支配権をうちたて

るために必要なことを明確に述べるものが、そして彼等の要求の一環に利用し得るものとして農民層全体の不満をも位置づけることが出来た。それ故に彼等の改良的要求は個別具体的なものとしてあらわれる。

一方一揆を指導した富農層もやはり単なる封建的自営農ではない。彼等が存在し発展するための前提となつているのは、上栗原・下石森・市之蔵村の分析において見たごとく、彼等自身がその分解のなから生れた、対極では急速に農村プロレタリアートの大群を形成しつつある農民層である。「近年丹精ヲ以可成渡世罷在」彼等にしても生産力的条件は出発点であつた封建的自営農の段階からいくらかわつていない。その上加えられる領主と商人地主の高利貸の収奪は彼等を常に分解の対極へおしやつてしまおうとしている。

このような条件におかれた彼等がのぞむこと、それは彼等を現在とりまいて一切の支配体制を破壊することである。彼等が特権地主層の再三にわたる説得・改良的要求の提示に同調するのを拒絶して「田安領御免」を固執したとき、彼等は領主的土地所有下の本百姓ではないにも、

かにならうとしていた。しかし彼等の視野には、腐朽した田安家の支配からまぬかれ、それに寄生する商人地主層の特権を停止することまでしかなかつた。彼等はなにもものかになることを未知の新しい力「天朝」に期待したのである。

4 田安領一揆における「天朝」

今この一揆を見れば、そして彼等自身が三年のちに実物教授されるように（大小切騒動）、解放者としての「天朝」は幻想にすぎなかつた。しかしこの時点の「天朝」は彼等の幻想を満たす材料をもつていた。

幕府軍を追つて入甲した維新政府の地方官僚が幕領を接収して「天朝御料」を宣言したとき、真先に当面した問題は実際の米価からおそろしく乖離した安石代「大小切」税法の存在であつた。入甲した明治元年に旧幕領に行なつた年貢三分引、これは凶作の年であり新しい支配者のすることとして不思議ではない。しかし「大小切」は直ちに手をつけることは危険であつた。農民はすでに起源も不明となつたこの税法を幕府も手をつけられなかつた信玄の遺法と思つてゐる。この税法の処置をめぐる政府中央と甲府県庁さらに、県庁出先機関との間に多くの文書が往復してい

る。

明治元年には、出先機関からの「御一新御改正人民御撫育之御趣意ヒ仰出モ有之ハ程之儀ニ付」と云う当一年限りの年貢大幅減免の上申はすべて「書面為伺之通候事」と裁断されている。^⑤

明治二年には「大小切」の問題は正面から取り上げない訳に行かなくなる。とくに問題となつたのは幕府張紙値段がなくなつた今「大切」値段をどのように設定するかであつた。県庁は十月中旬県内下米平均値段を基準にしようとするが、その設定は困難であつた。県庁は大蔵省への上申で、「第一貨幣ノ数相増候ヨリ奢侈ノ風俗超過シ、第二水害歳ニ重ク肥土モ瘠土ニ変シ田徳薄、第三収納向次第二厳密ニ至テハ道徑用水路堤敷等ノ潰地或ハ石砂河原迄貢納相掛り候モ有之哉ニテ償納不少、第四物価沸騰郷村費用相嵩、自分并用不足、第五農ニ居テ商ヲ當候者多相成候故富者益富貧者益貧田園ニ離レ小民困難ニ至候儀」の五つの理由をあげている。更に「御復政以来万民御撫育品々御仁恤被為施候ニ仍テ一般再生偏ニ天恩ノ難有ヲ奉テ感佩悦仕候際ニ御座候間、今御収納向増方ノ筋ハ民情ニ悖リ容易ニ手ヲ下

シ難キ場合ニ有之^⑩」として、「小切」値段は「往昔之定直段」で、「大切」直段は県下四カ所十月十五日下米平均値段の六割九分引に設定することを上申している。大蔵省は難色を示すが結局、当年限り下米平均値段の六割七分引で取立る事を指令している。

このような県庁の態度に田安領民が幻想をいだいたのは無理からぬ事である。その上、地方官僚は田安領の早期接収をねらつて農民を煽動した形跡もある。

その事情を物語つてゐるのは、「一揆取調御用」として民部省から出張した塩谷良翰の筆録^⑪である。彼は田安領民二万人が暴動をおこし武器をたずさえたものもまじえて笛吹河原に集合したとの風聞に民部省から出張を命ぜられる。民部大輔大隈重信に一揆鎮圧方の指示を仰いだところ、大隈は彼に一揆を極力説得すべきことを述べ、「暴を以て抗ずるものあらば、飽迄鎮圧を加え不得止は千人迄は殺すも咎めざるべし」と指示し、塩谷は甲州に赴く。甲府へ着いた彼は調査を行なううちに一揆に後援者があるとのうわさを聞き、土肥権知事にたずねたところ、「土肥氏は実は大いに内情もあること(中略)此強訴については実は赤松大参

事(県庁石和出衛役人)が後援なせりとの風聞あり、未だ確實なる証拠を得ざるも、尤赤松は田安領は甲斐県に合併し甲斐一円を管轄せざれば統治に便ならざる旨を常に論じ居たれば、此強訴の結果合併を申立つべしとの説なれば此風聞は夫等より生じたるものと思はるる」と語つてゐる。

塩谷良翰の甲州での行動に関する史料はないが、十月二十日以後硬化する県庁の態度に田安領民は失望する。しかし一揆の指導層はそれを、維新政府そのものの態度ではなく塩谷個人の田安家との因縁による取計いのように感ずる。下石森村長百姓喜右衛門は「噂に聞此御役人様御兩人ハ越前之春嶽様々手続ニテ田安家江御品眞之御役人ヲ諸人コレを宇と宇、御調之向も矢張り左之通也」と一件文書の余白に記している。ともかく彼等の歎願は成就された。本稿作成に使用した一件文書は下石森村喜右衛門・市之藏村勝右衛門・狐新居村甚五左衛門等がその喜びを記念して、それぞれ一冊に収録したものである。

しかし旧田安領民と「天朝」との蜜月はあまりにも短かつた。明治五年大小切は廃止され、彼等は旧幕領養蚕地帯の村々とともに九七カ村がふたたび立上る^⑫。蜂起した六

千の農民は県庁へ突進し、一時「願之趣聴届候」の黒印を獲得する。それは謀略にすぎなかつた。動員された軍隊を背景に、明治二年には田安領民の頼りであつた土肥県知事は、「当国に大小切の安石代あれども幕政中田安附は殊の外高免なり……而して今回大小切廢止の事は之れとは替り必ず免下げに相成、農家の不行立様の事あるべからず」と塩山恵林寺に蜂起した村々役人を召喚演説し、三人の死刑他全村高割の贖罪金をもつて農民の幻想は完全に打くだかれたのである。

むすび

田安家が將軍家の藩屏と云う特異な存在でなかつたならば、領主としての破産を意味するような末期的な様相に到着するまえに、何らかの形で改革派が登場していたであろう。しかし逆に云うならば、本稿に見た田安領の崩壊は幕藩体制に依存するより他に道のなかつた小規模な大名や旗本領の崩壊の必然性とその過程の特質を示しているものと云えよう。だがその崩壊は寄生地主層の形成、その優越ではなく、小ブルジョアの農民の形成と彼等の体制打破への

自己主張によつて現実的なものとなり得たのだと云う事を本稿に見て来た事柄は示している。

そしてこのような小ブルジョアの農民の存在こそ、版籍奉還→廃藩置県の領主的土地所有の廃棄を短期間に殆んど無抵抗に行なわしめた条件であつたと思う。

① 十月十六日山梨・八代両郡一四人より県庁石和出衛への「御尋ニ付取調奉書上候」一村ごとの集計人数（御歎願中諸書留）。

② 明治二年十月「田安様御領地替御請書并ニ山梨八代両郡村々取替議定」この文書はほぼ同文で下石森村河野家、西広門田村那須家、市之藏村鈴木家に所蔵されているが、署名者の肩書に若干の異同がある。それは一揆により名主役交替が行なわれた事を示すものと思われる。本文中に述べた村方騒動の起る下石森について見ると河野家のものでは喜右衛門の肩書きは長百姓となつているが、鈴木家のものでは名主となつている。ここに挙げた数字は河野家のものに従つた。

③ この文書に分裂工作者の名前があげられている村は、山梨郡休足・西後屋敷・小原西・上石森・上栗生野、八代郡八千歳・中尾・地藏堂・下岩崎・狐新居・上矢作等である。本文にかかげた以外で全く連印のない村には、山梨郡下荻原・山二カ村、八代郡では井上・下矢作・下之原・上岩崎等がこれに入る。内いくらかでも従来の研究・史料のある村をあげると、下荻原では菊島定右衛門家が明治六年村内持高一・二石、安政六年すでに米二三二俵地の小作地をもち、村民六三％は多かれ少なかれ

同家の小作人となつてゐる。(飯田文弥「大小切騒動と一農村の動向」『日本歴史』一一八号)その他では井之上・下之原・下矢作等には、郡中惣取締役・近村取締役・居村取締役等をつとめ大地主と目されるものが存在している。

④ (郡内機業地帯へ)「笹子峠越し甲府東郡熊野堂村奥右衛門なる大尺より廻米す。平均日々百俵位のよし(中略)天保七年諸国違作の節奥右衛門米をしめ置、郡内へ出さず、郡内の民其止事を得ず一揆徒党一甲府へ迄乱暴するに至る。其起る所は熊野堂村奥右衛門一人の貧欲より始る」(『甲斐志料集成』第十二卷一〇四～五頁)。

⑤ 「明治十六年地方巡察使質問条項答案」(『甲斐史学』第三号)参照。

⑥ 『明治初年農民騒擾録』一七六～七頁。

⑦ 「十月」十五日巨摩郡天神天条村平右衛門十日市場村源左衛門春米村国吉外式人本陣方に罷越口演有之候へ、田中御代官様先般御帰陣ニ而此件ニ付而ハ厚き思召も被為在候間、何連ニ茂引候様達而被仰候間、免ニ角、田中迄引返し相談致具候可候様演説有之候得共、最早願書茂差上候得者今更如何様共可致致無之旨、竹居村卯右衛門狐新居村甚五左衛門兩人罷出応答及候ニ空敷宿引取申候」(歎願成就前書)。

⑧ 萩原武兵衛「明治七年村中臆見録」の裏に「収獲取調帳」の集計数字に当るものが記載されている。

⑨ 山梨郡落合村「明治二年賞勲定帳」。

⑩ 十月二十四日八代郡代表から同郡一四人の特権村役人の田安代官所出勤停止・特権の停止が甲府県庁へ要求されている。

「前書村々名前之もの共義夫々肩書等被仰付、平常何事得も携り只々同人共之勝手江引付賄賂之厚薄ニより不筋之取斗等有之猶又右仕癖に立戻り候而ハ多人数婦伏難相成、村々災害を生し必死乎難渡仕候間、何卒出格之以御憐察を前文名前之もの共向後田中御役所江出勤差止被成下置度奉願上候、若又同人共出勤罷在候へ、村々人氣立可治様無御座候」(御嘆願中諸書留)。

⑪ 県立図書館蔵県庁文書課移管文書「秘密内申書」県下豪農商の履歴調査書。

⑫ 詳細は『甲斐史学』一一号掲掲拙稿参照。

十月二十日八代郡十八カ村代表より石和出衛にあてた特権村役人一人を非難する文書中にこの案文は含まれている。

⑬ 『山梨県史』第一卷二四一頁。

⑭ 同上七三二～三頁。

⑮ 同上七三六頁。

⑯ 『山梨県政五十年誌』四九～五〇頁所収。

⑰ 下石森河野喜右衛門「明治二己年御料地願書」、狐新居荒井甚五左衛門「歎願成就前書」市之藏鈴木勝右衛門「御嘆願中諸書留」

⑱ 和崎皓三「大小切騒動覚書」(『明治維新史研究叢書』第二卷所収)。

⑲ 「甲斐志料集成」第七卷三六四頁。

〔補注〕

非養蚕地帯の場合も貢租の代金納化は養蚕地帯と同様に進行する。表示したのは天保三年幕領から田安領に編入された巨摩郡小林村(村高五四六石)の「皆済目録」を整理したものである。米納率が養蚕地帯(本文中第一表落合村)にくらべて僅かに高いが

小林村貢租米・金比率

	貢租取米高	米 納	%	金 納	%	備 考
寛政 1	236,838	101.92	43.4	134,918	56.6	幕 領
天保 3	214,475	47,232	21.9	167,343	78.1	願 石 代
天保14	213.11	32,742	14.5	180,368	85.5	〃
嘉永 1	220,877	12,172	5.4	208,705	94.6	廻米代金納
安政 4	195,408	13,672	6.6	181,736	93.4	〃
文久 3	219,838	13,172	5.9	206,666	94.1	〃

傾向は全く同様である。

（附記）

本稿作成に使用した史料の出所は次のとおりである。

- 山梨郡 上栗原―区有文書（大沢家）須藤家・下石森―清水家・河野家・上神内川―奥山浩家・奥山貫之家・桑戸―飯島家・関家・下井尻―依田家・落合―荻原家・一丁田中―小野家
- 八代郡 上矢作―津久間家・市之藏―鈴木家・上岩崎―兩宮家

- 巨摩郡 増穂町役場所蔵文書・鮎沢―北村家

- 甲府市―坂田家

- 山梨県立図書館（三年・五年戸籍）文書課移管文書。うち荻原・津久間・鈴木・北村家文書は中央大学商業史研究室、依田家は史料館所蔵のもの、兩宮家は石和高校飯田文弥氏の筆写されたものを借用した。他は筆者の調査採訪によるものである。三年間の調査中たえず筆者をばげましていた県立図書館上野暗朗氏・飯田文弥氏・増穂小学校青山靖氏、所蔵史料の閲覧に便宜を与えていただいた史料館藤村潤一郎氏・中大商業史研究室北条浩氏、筆写を手伝っていただいた中大学生歴研の諸兄、列記した文書所蔵者各位にあつくお礼を申上げる次第である。

Feudal Rule and the Peasantry around the Restoration

by

Sadao Ariizumi

In the *Kai* 甲斐 district in the *Edo* Era a taxation law called *Daishôgiri* 大小切 was executed, and the rate of money payment in feudal rent was higher than in the other districts. Especially in the territory of the *Tayasus* 田安家 who played a role of bulwark of the *Tokugawa* 徳川 Shogunate, it must be remarked that the rent was almost paid in money there.

This article tries to explain, through the analysis of the peasants' complaints and the way of participation to the riots, what classes of peasants were formed, how different they appeared in the area of growing commodity production, how the contradiction of lords against peasants or within peasants themselves was enhanced by the lords' policy which aimed at covering the decline of real revenue through the separation of money-payment price from rice price, under the almost perfect progress of money payment.

An Aspect of *Kokugaku* 国学 in the Later *Edo* Era

—in case of *Ôkuni Takamasa* 大國隆正—

by

Tsugurô Tawara

We treat the case of *Ôkuni Takamasa* 大國隆正, because he belonged to the samurai class, and was the chief of *Kokugaku* 国学 scholars in the core of the *Meiji* 明治 new government; and so we can partly recognize the relation between *Kokugaku* in the later *Edo* era and the *Meiji* Restoration, by researching his thoughts, for the account of his very movement after the Restoration which was different from rural scholars' unknown movement in politics. His difference with other scholars who accepted all realities indifferent to their contents as acts of God consisted in his supporting the *Tokugawa* System as the unmoved—as it was the feudal system based on parsonal landholdings, not on the central government directly ruled by the Emperor.